

議事日程（第3号）

平成28年3月3日 午前9時開議

- 日程第1 第1号議案 神河町行政不服審査会条例制定の件
第2号議案 神河町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件
- 日程第2 第3号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件
- 日程第3 第4号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第5号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第5 第6号議案 神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 第7号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第8号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第9号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第10号議案 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第11号議案 神河町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第12号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第13号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第14号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第15号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
第16号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
第17号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
第18号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 日程第13 第19号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件

日程第14	第20号議案	平成27年度神河町一般会計補正予算（第7号）
日程第15	第21号議案	平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
日程第16	第22号議案	平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第17	第23号議案	平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18	第24号議案	平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19	第25号議案	平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	第26号議案	平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
日程第21	第27号議案	平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22	第28号議案	平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第23	第29号議案	平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	第30号議案	平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第25	第31号議案	平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第26	第32号議案	平成28年度神河町一般会計予算
日程第27	第33号議案	平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第28	第34号議案	平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第29	第35号議案	平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第30	第36号議案	平成28年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第31	第37号議案	平成28年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第32	第38号議案	平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
日程第33	第39号議案	平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第34	第40号議案	平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第35	第41号議案	平成28年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第36	第42号議案	平成28年度神河町水道事業会計予算
日程第37	第43号議案	平成28年度神河町下水道事業会計予算
日程第38	第44号議案	平成28年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第39	承認第1号	神河町男女共同参画推進計画の策定の件
日程第40	承認第2号	第2期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件
日程第41	承認第3号	神河町歴史文化基本構想の策定の件

本日の会議に付した事件

日程第1	第1号議案	神河町行政不服審査会条例制定の件
	第2号議案	神河町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件

- 日程第2 第3号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件
追加日程第1 第3号議案の撤回の件
- 日程第3 第4号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第4 第5号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第5 第6号議案 神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 第7号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第8号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第9号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第10号議案 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第11号議案 神河町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第12号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第13号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第14号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第15号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
第16号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
第17号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
第18号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 日程第13 第19号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
追加日程第2 第19号議案の撤回の件
- 日程第14 第20号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 第21号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第22号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 第23号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 第24号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 第25号議案 平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20	第26号議案	平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
日程第21	第27号議案	平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22	第28号議案	平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第23	第29号議案	平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	第30号議案	平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第25	第31号議案	平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第26	第32号議案	平成28年度神河町一般会計予算

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	澤田俊一	係長	楨良裕
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	地域振興課長	石堂浩一
副町長	細岡重義	地域振興課参事兼観光振興特命参事	
教育長	澤田博行		山下和久
会計管理者兼会計課長兼町参事		建設課長	真弓俊英
	谷口勝則	地籍課長	児島則行
総務課長	前田義人	上下水道課長	中島康之
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課長兼地域局長	
	児島修二		大中昌幸
総務課副課長兼地域創生特命参事		病院事務長	細岡弘之
	藤原登志幸	病院事務次長兼医事課長	
情報センター所長	藤原秀洋		浅田譲二

税務課長	和田 正 治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長	吉 岡 嘉 宏	藤 原 秀 明	
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課長	松 田 隆 幸
	田 中 晋 平	教育課参事兼センター所長	
			坂 田 英 之

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達していますので、第 68 回神河町議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

質疑に入る前に若干申し添えておきます。

会議規則第 54 条第 1 項では、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。

また、同規則第 55 条第 1 項では、質疑は、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。

会議規則第 54 条及び第 55 条遵守の上、会議進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第 1 第 1 号議案及び第 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1、第 1 号議案、神河町行政不服審査会条例制定の件及び第 2 号議案、神河町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件の 2 議案を一括議題といたします。

これより 2 議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5 番 藤原 資広君） 5 番、藤原です。行政不服審査法の上位法の改正のポイントだけ、わかりやすくちょっと説明願えないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。審査法の改正のポイントということでは、1 つ目が、審理員ですね、処分に関与した者を関与させないというところが一つあります。2 つ目に、第三者機関、今回でいいますと行政不服審査会という会を設置しますよということが 2 つ目にあります。3 つ目としましては、不服申し立てをできる日数を 60 日から 3 カ月に延ばしますということが一つあります。あと、付随的になりますが、証拠書類等のコピー、写しの交付に関してということが特徴的なところ。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。行政法に通じておりませんので、改めて教えていただきたいと思うんですけども、行政不服審査法というのは、行政処分で自己の権利、利益を損なわれた者が、侵害された者が行政庁に対して不服を申し立てて、その救済を求めることができる法律やというように理解しております。本来これ、第5号議案のときにお聞きしたほうがいいかもしれませんが、関連しておりますので、この際質問させていただくんですけども、例えば国税の場合、国税の代表的な所得税、法人税の場合は、個別税法、所得税法、法人税法というのがある、その上位法として国税通則法、それからあと行政不服審査法ということで、特別法に規定がない場合は国税通則法、それでもなければ行政不服審査法という一般法に従って行うというのが原則になってこようかと思うんです。例えば所得税なんかの場合、まず原則としては、現処分庁、要するに税務署に対して異議申し立て、処分をしたところへ異議申し立てを行うと、現処分庁の判断に不服があるとか不満があった場合は、国税不服審判所、上位のほうへ、もしくは上級にある行政庁に対して審査請求を行うということで、二審制になっておると、異議申し立てに対する決定、それから審査請求に対する裁決が、その後でなければ処分の取り消しを求める行政訴訟というのは提起できないという、いわゆる不服申し立ての前置主義というのがとられているというように私は理解しております。

現在、96法令が対象になっておるのが、今度、68カ所か何かで、総務課長の説明では68条文について廃止もしくは縮小されるということをお聞きしました。今回、異議申し立てとか決定という文言が廃止されるということでございますので、解釈としては、審査請求、裁決が残されているということは、結局現処分庁に対して異議申し立てをせずに、直接不服審判会ですか、審判所に審査請求をしてもよいということだろうと思うんですが、その点の確認。不服申し立ての手続が、今まで異議申し立てと審査請求という2本になっておったものが、1本の審査請求という形で一本化されたのかということですね。

あと、国税の場合は一応イメージとしてできるんですが、地方税法であるとか、地方にかかわる、地方自治体にかかわる分で具体的にどういうものが想定されるのか、もしわかれば教えていただきたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。ただいまの御質問の中で、不服申し立てとの二重構造の部分が一本化される。仕組みとしてはそういうことを今回うたっているということでもあります。

御質問の国税に当たる部分ですが、国税は、今回、従前の仕組みが存置される、残るというふうにされている法律の一つでありますので、国税に関しては従来どおりの手続ということになろうかと思えます。

町レベルで関係のあるところ、直接どうかというところではありますが、子ども・子育て支援法なんかは廃止という方向に決まっています。あと、住民基本台帳法、これについても廃止というところで、戸籍法についても廃止といったところになっています。

ですので、今お話をいただいたとおりでして、戸籍法などでいいますと、行政側の手続ミスがあったときに、従来ですと2段構えの訴えを起こすということが必要でしたけれども、今回は処分の取り消しの訴えというのは審査請求の決裁を受けた後でという部分が消されますので、決裁を受ける必要がないということです。もういきなり裁判所に行くことができるというふうなところ。一番身近なところでいうと、戸籍法、住民基本法、このあたりが近いところかなと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 今の説明でよくわかりました。国税なんかで現在の制度を存置しているというのは、大量にそういったものがあつた場合に非常に処理に困るということになったと、それは地方自治法のほうのそういった戸籍の部分については、各ところで処理しなさいよという趣旨であろうというように思います。そういった理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 全くそのとおりです。法の趣旨で、余り緩くすると、裁判所にいろんな訴えが一気に行くというところで、コントロールしているというふうに解説があります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。私、委員の委嘱に関してちょっとお尋ねをしたいと思います。

委員の委嘱については、その事件が発生するというんか、あつたたびに委嘱するという形になってくるんですが、その中で、3条では3人以内という形がありますので、これは1人でも構わないという理解があるんですが、神河町においては、この人数を何人委嘱するというような予定をされているかということと、もう1点は、附則の中、委嘱に対する準備行為等というのがされていますので、これについては、あらかじめこういう事件が起きた場合に委員を委嘱しますよというような準備行為をしても構わないということです。現にそのようなことを想定されて準備行為等をなされているかどうかということ、4月1日に入ってからでもあらかじめ委員を事件の起きたときにスムーズに委嘱できるような形の中で、あらかじめというんですか、そういうような行為をされるかどうか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。当町の場合の設置が非常設ということで、事件ごとに、今御質問のとおりです。

一般論で、常設の場合は9名程度予定しておいて、審議を3名程度というふうな基準といたしますか、一般的な考え方が示されておりますので、当町の場合は3名以内ということで、現実的には3名という取り扱いをさせていただこうというふうに考えています。

準備行為に関して、特に準備行為が必要というふうにしておりますのは、委員の中に専門家がやっぱり必要ということになりますので、弁護士を考えております。ただ、弁護士の場合、顧問弁護、契約している弁護士はだめだということになっておりますので、弁護士を探すには少し早目に探しておかないとだめだというところで、今考えてますのは、郡内とか管内、近くで弁護士契約を結んでいて、当町とは違うところといったところの問い合わせをしたりといったような準備活動をしたいなというふうに考えてます。以上です。

○議長（安部 重助君） よろしいか。

ほかはございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

まず、1号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第1号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第2号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第2号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第2号議案は、原案のとおり可

決しました。

日程第2 第3号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第3号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。最終に金額が書いてある表があるんですけども、入園料というところですけども、小学生で一般、団体、障害者という、中学生以上、また同じくあるんですが、この小学生の一番最後尾に障害者の方の金額が、これ100円やと思うんですが、障害者の方、要するに小学校全体で行かれて、団体で行かれて、90円ですけども、この読み方はどういうふうに解釈、それ以下になると思うんですけども、障害者が単独で来られた場合という意味のことで100円、要するに一般の小学生と同じという金額の考え方でよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） おっしゃるとおりです。団体で来られて、個人で来た場合についてそういうことがありますので、今、そういう趣旨で言われた廣納議員さんのおりでございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに障害者の方も一般と同じと考えるということですね。そういう考え方を桜華園ではするということがよろしいか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 要は、団体で来られるとか、事前にわかっておられるときは協議をしたいというふうに考えています。

○議長（安部 重助君） 参事、協議しますじゃなしに、やはりこの場ではしっかりと答弁してください。どういう形で100円になったんだということに。それで、団体の場合は、協議するんじゃなしに、何か決まりがあるん違いますかということも聞かれています。

○議員（6番 廣納 良幸君） 議長、それも違います。

○議長（安部 重助君） そうですか。

○議員（6番 廣納 良幸君） 何で分けとんやということ。値段一緒やのに何で分けとんや。

○議長（安部 重助君） 値段を一緒やのに何で分けとんですかということですか。

○議員（6番 廣納 良幸君） 議長、これ2回目に……。

○議長（安部 重助君） どうぞ、どうぞ、言うてください。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに、障害者の方は何かの優遇策、要するに健常者がついていった人には健常者は100円いただきますけれども、障害者の方は無料ですとか半額ですとかというのが通例ではないかという趣旨のことなんですわ。ですから障害者が健常者、普通の方と同じ値段ということが要するに私は合点がいかない。要するに半額とか、3割とか、無料とか、そういう扱いにならんのか、なぜ100円、同じ100円なのかという意味です。わかりますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 特命参事の山下です。障害者は、心身障害者または精神障害者に該当する方で、確認方法は、該当する手帳を提示した方のみになりますと、それから、確認方法等については条例には記載せず、桜華園条例第11条、町長が定めるとして、別途指定管理者の仕様書のほうに記載しようと考えています。それから、ヨーデルの森のほうの関係の条例についても記載されておりません。そういうことで、今申しましたように、確認方法、させていたいただきまして、指定管理者の仕様書のほうに今後うたいたいと思っております。

○議長（安部 重助君） ちょっともう1回確認しますけども、今、中学生以上は一応大人含めて400円。それから、小学生については一般100円。けども障害者も何で100円やいう意味やね。

○議員（6番 廣納 良幸君） だから要するに優遇されていないということや。

○議長（安部 重助君） 優遇されていない。

○議員（6番 廣納 良幸君） 中学生以上はもうちゃんとかないして優遇、400円の100円、大人の人は100円いう優遇がされとる。何で小学生は優遇されていないんやということです。意味わかりますか。しないということやね。

○議長（安部 重助君） 中学生以上は優遇されとるけども、小学生は何で優遇されていないんかという問いです。障害者はね。

暫時休憩いたします。日程調整のために暫時休憩いたします。再開を10時ちょうどいたします。

午前 9時17分休憩

午前10時12分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

大変時間がおくれましたこと、申しわけございません。ただいまより再開いたします。

追加日程第1 第3号議案の撤回の件

○議長（安部 重助君） 3月1日、町長から提出された第3号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件について、休憩中に撤回の申し出がありました。

第3号議案の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたい

と思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。第3号議案の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、第3号議案の撤回の件を議題といたします。

町長から、第3号議案の撤回の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第3号議案の撤回請求について。平成28年3月1日、第68回神河町議会定例会に提出いたしました第3号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件を、条例第7条、利用料金の別表に記載誤りがありましたので、神河町議会会議規則第20条の規定により撤回を請求いたします。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっていますが、第3号議案、撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。第3号議案撤回の件を許可することに決定しました。

日程第3 第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第4号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。地域局を廃止し、健康福祉課と統合するということについて、これについては、人員を削減やなしに、住民サービス、また業務上差し支えないような形で進めていくということなんですが、その面、ひと・まち・みらい課という一つの課の増設であります。この課についての職員配置は何名ほどになるのか、また、それについて、各課への業務上の支障はないのかについてお伺いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。ひと・まち・みらい課、今回提案させていただく課の人数ですけれども、課の人数についてはまだ確定はしていません。全体の人数の中で割り振っていくということになります。

地域局の人的配置につきましては、今、議員御質問のとおりで、住民サービスの低下を来さないということから、現員数で同じサービスを行うということを基本に進めたいということと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。行革推進委員会等において、統合しなさいというのは、一つは人員を削減するという意味もある中で、実際、現実、課は一緒としても、一つの課がふえることによって、それぞれ配置の人数はふえる。また、本年度、何名の職員採用になるかわかりませんが、それを含めた中での人事になると思うんですけど、職務に支障がない、また住民サービスに遅滞がしない形の配置をよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） そのように心がけてまいります。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。地域局の廃止に伴って、現在のところの表示が、地域局という表示が消えるということになろうかと思えます。その際に、これまで地域局のほうで手続なんかをされていた方が、その表示が変わることによって、窓口が変更になることによって混乱されることのないように、何らかの措置をしていただきたいと思えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御案内を丁寧させていただこうと思えます。実際、支庁舎のほうでいいますと、入り口に近いところが地域局の窓口というふうになっておりまして、例えばその表示が消えたときに、一番近いところに地域局の業務を担当する職員がおりますので、お声がけをするなりということで対応していきたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。地域創生の絡みなんですけども、地域創生の推進をする上で、外部組織から派遣を受けて事業を進行されると思えますけども、その分と、ひと・まち・みらい課との関係はどういう格好になるか、ちょっと教えていただければなと思うんですけども。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。外部から人をという部分についてはなんですが、まだ内定といえますか、確定はしておりませんが、シティーマネジャーという制度で、国の国家公務員を要請をしております、現在、まだ内定で、正式な文書回答というか、文書のやりとりをいたしません、林野庁より派遣が可能であるということで、今、やりとりをさせていただいております。

このひと・まち・みらい課につきましては、総合戦略の推進ということで、幅広い範囲の中で総合戦略を前に推し進める範疇のことは対応していこうという課になろうかと

思います。そのシティーマネジャーのノウハウも、このひと・まち・みらい課の中でのいろんなアドバイスをいただきながら進めていくという形になっていくと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第4号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第4 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第5号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第5号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第6号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第6号議案、神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点、今回の税条例の改正の中で、町民税の減免の分ですね、この分の中で、これまでは個人番号をその都度提示するというか、記入するということになっていましたが、今回、その個人番号の取り扱いが変わりまして、個人番号の提示というんですか、提出が不要になったという改正なん

ですが、この個人番号については、当初、税なり、それから社会保障制度について利用していく、今後についてはまた幅広いような個人番号の利用が言われている中で、改めてかえってここで個人番号の提出いうのを、条項を削除したという、この辺の背景がわかっていたら教えていただきたいと思うんです。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。三谷議員の聞かれておる点なんですけれども、昨年12月に議決をいただきました番号法に関連する部分につきましては、先ほど議員も申されておりましたように、あらゆる場面で個人番号を利用していくといった形になってございまして、税におきましてもあらゆるところで今後番号を利用していくという形にはなってございます。

そういった中で、国のほうでもいろんな試行錯誤されておるような部分もございまして、どういった形で利用していくかという、そこら辺の変更点等もございまして。その中で、昨年12月に政府・与党での28年度におけます税制改正大綱の素案の中で、若干の見直しをしていくという中で出てきた案件でございまして、今回、個人番号を使用しないという部分につきましては、減免の申請という部分でございまして、国の方針としましては、申告の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考える一定の書類については、納税義務者、また特別徴収義務者のそういった番号を記載するという部分での負担の軽減を図っていくんだという、そういった観点から、今回、町税条例の中で上がっておりました2つの条文につきましては、個人番号を今回は省くという形になってございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。提案説明で詳しく説明を受けておりますが、ちょっとピントが外れるかもわかりませんが、教えていただきたいと思っております。

これ、上位法の改正によるものでございますけれども、結局、今回の改正の目指すところ、それと、私もこれ、説明を受けておるんですけども、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納付の方法というような部分があるんですね。それによって、徴収の方法いうんか、徴収の実務いうのがどういうふうになっていくんか、その辺、やってみるとわからん部分も出てくるかもわかりませんが、今現在で税務課として取り組んでおられます事務について、どういうふうなことになるのか、その辺、現時点での、こうなるんちゃうかという予測も含めて説明していただけますか。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。徴収猶予、あるいはまた換価の猶予についてでございますが、この点につきましては、従来から地方税法の中ではうたい上げられておった条文でございます。今回、各自治体においてもこういった条文を設けなさいということにつきましては、昨今の地方税におけます収納の低下ということ

も考えられると思います。そういった中で、しっかりとした納税者の方々の滞納を解消していくという意味で、各自治体においてもそういった条文を設けた上でしっかり取り組んでいくようにという、そういった趣旨があるかと思いますが。

そういった中で、従来ですと、税務課におきましては、納税が非常に困難であるとおっしゃられる方、また、こちらでこの方については非常に徴収が困難であろうといった方々につきまして、納税相談等を行いながら取り組んでまいりまして、その中では納税者の方と確約書を交わすなどの手続もとってきたところでございますけれども、そこをしっかりと書類上の整理として、一定の期間内で納めていただくというしっかりとした条例に基づいての取り組みの中で納税をしていただくという、そういう形になっていこうかと思いますが。

特にまた換価の猶予につきましては、これにつきましても一定期間の中で、その担保となるべき財産等を差し押さえという形にはなるんですけども、そういった担保をしっかりとった中で、滞納の整理をしていくという形になっていこうかと思いますが。そこをしっかりと書類の中で取り組んでいくと、それぞれの納税者の方によっていろんな対応になるということではなくて、ある一定条件のもとで取り組んでいくというふうになろうかと思いますが、しっかりと整理をしていくという意味において、今回の条例改正を行ったところかと思いますが。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第6号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 第7号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第7号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第7号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第8号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第8号議案、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第8号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 第9号議案及び第10号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第9号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第10号議案、旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題といたします。

2議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。この件については、昨年度、特別職の報酬審議会において、条例の規定に戻すという形の中で、報酬の金額に戻すという形の中で、昨年度、27年度に限り100分の98パー、2パーの削減という形を出され、今回も本年度、28年度に限りという同じ形の議案が出されております。報酬が高い、安いという中では、やはり他町とすれば低い段階の中で、それぞれ町民の形の声を

聞く中では、報酬が高いからカットするんやろうと、また、カットしないでしっかりと仕事をするのが望ましいんじゃないかというような声も入ってきます。

そんな中で、それぞれ自主の削減は、それぞれの他の市町も過去になされたわけなんですけど、現在、規定どおりの報酬に戻すという形が大半になってきております。そういうことを思う中で、私は、この削減、2パーの削減じゃなしに、現状の条例の規定に戻すべきと思うんですが、町長、副町長、教育長の思いをお聞かせください。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。私のほうからは、審議会でのキャッチボールの状況ということでお話をさせていただきたいと思います。

今回の2%につきましては、今年の2%と意味合いとしては同じでありまして、人事院勧告を参考に見ましたときに、給料表がおとどしと比べると今年の段階で2%、平均ですね、給料表自体が下がるということを受けまして、昨年ですと内閣総理大臣も2%の削減をやったということがございました。それがございましたので、報酬審議会のほうではその辺も考え合わせて、これは制度上の問題であろうということで、そこは自主的な判断にお任せしますということをやりました。

本年どうかということに関しましては、本年、この後出てきますが、0.2%程度の給料表の改定ということが出ておりますけれども、今年の2%に比べると、大変改定率、引き上げ率が低いということがございますので、それも含めて、制度上の問題であるので、それぞれ判断を自主的にしてくださいといったようなところが報酬審議会の答申ということで出されました。それを受けての判断というふうな流れになってます。以上です。

○議長（安部 重助君） 今、3名の方に指名がありましたけれども、3名の方、どなたか。

町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、私のほうから、代表して考え方を述べさせていただきたいと思います。

この事務的な流れにつきましては、今、総務課長のほうから答弁があったところでございます。報酬審議会の審議の内容、そしてその結果を踏まえた上で、昨年に引き続いてやはり100分の98を乗じた額ということが私としては妥当であるというふうに判断をさせていただいたところであります。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより各議案ごとに討論、採決をいたします。

まず、第9号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

第9号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第9号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第10号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第10号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第10号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第11号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第11号議案、神河町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。これ、この前の給料の改定があったのは七、八年ほど前でしたかね。あったんですけど、そのときに、急に変わったということで、救済措置ですか、何かあったと思うんですけども、それは該当される方はまだおられるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。救済措置、経過措置ということで、現給保障ということをおっしゃっていただけるのかなと思うんですが、この現給保障の制度はまだ継続しておりまして、高年齢層に多数対象者がおります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。今回、一般職員の給与改定ということで、参考資料で技能労務職員の規則も出ていますので、一般職、それから技能労務職についての改定がされたと思うんですが、その中で、嘱託職員、臨時職員についてもこのたび改定をされましたかどうかということです。補正予算書を見ますと改定をされているようなのですが、もしも改定されているなら、その内容も含めて教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。臨時職員、嘱託職員については、時期が少し違うんですが、10月ぐらいだったと思うんですが、改定をさせていただきました。それにつきましては、最低賃金の見直しということがありましたので、最低賃金を原則下回らないというところと、そこから大体間差を勘案して改定をしたというふうなことをさせていただきました。額については、ちょっと現在資料がなくて、申しわけありません。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。これはちょっと新旧対照表のほうで申しわけないんですが、31ページに住居手当の特例措置というので削除になってますね。いわゆる今度は改正で住居手当の持ち家の分がなくなるということになるんですが、大体ずっと前からそういう議論もされておりましたし、国家公務員等の、どないいうんですかね、動向もそういう方向を向いておって、今回いよいよ交付税も一本算定になるし、そういった面で職員のほうもそのほうに理解して今回の改正になったかと思うんですが、前置きはおきまして、これによって何人ほどの職員が対象になっておるんでしょうかね。これに該当する職員、もしわかったら教えてください。余力入れておりませんが、やっぱり全体にどういうふうな格好で占めておるかということだけちょっと理解しておきたいと思ってるので質問ですから。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 対象人数ですが、申しわけありません。手元に今、資料を持ってこなかったんで、申しわけありません。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） それじゃあ大体職員数の3割なんか5割なんか、そういうような程度でよろしいです。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。以前に調べたデータでいいますと、約半数、52%、53%程度といったところかと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第11号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第11号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第12号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第12号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑がないようでございます。質疑を終結してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第12号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第12号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第13号議案及び第14号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第13号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び第14号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題といたします。

2議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより各議案ごとに討論、採決をいたします。

まず、第13号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結し、第13号議案を

採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第13号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第14号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第14号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第14号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第15号議案から第18号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第15号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件、第16号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件、第17号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件及び第18号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件の4議案を議題といたします。

4議案に対する質疑に入ります。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。審議に入ります前に、提出をしております資料の誤字、脱字がございますので、訂正をお願いしたいと思います。

まず、第15号議案の資料の4ページでございます。4ページの辺地総合計画の策定に係る理由書の一番下、④効果のところの「災害時等における避難経路」という「避難」という字が間違っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、16号議案でございます。16号議案の3ページでございます。同じく辺地総合計画の策定に係る理由書の②効果のところの同じ文言で、「災害時等における避難経路」の「避難」という字が誤っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、17号議案でございます。4ページでございます。同じく辺地総合計画の策定に係る理由書の②効果のところの同じ文言の「災害時等における避難経路」の「避難」という字が誤っておりますので、適正をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 訂正、よろしいですか。

それでは、4議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。1点だけ教えていただきたいんですが、この辺地計画につきましては、5年間の計画ということでございます。それぞれ各辺地ごとにこの5年間の辺地額の要望額というんですか、それが書いてあるんですが、それにつきましてもそれぞれ各年度ごとの区分がされています。ですので、この総額の部分については、この5年間の中でこの額を要望しているというような、そのような理解をするのか、もしくは、28年度でしたら、その分がつかなかった場合、また改めて29年度に辺地の計画を変更して再度していかなきゃならないのか、総額の部分が一応この5年間の中での要望額というような理解でいいのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それにつきましては、5年間の総額の事業費というところで申請をしておりますので、総額の金額でもって、今、辺地総合計画の事業費を申請しておりますということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番です。ということは、この総額が、今は表としては各年度別に割り振りがされていますが、この年度区分の割り振りが5年間の中で変わったとしても、その都度の変更申請をするという必要はないと、そのように理解しとったらいわけですか。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。そのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。神河町全図に川上辺地、奥猪篠辺地、入ってますね。そしてそこにも、小さい字でやけども、橋梁の整備とか出てますけども、これは恐らく28年度では事業がないから、次の段階でというようなことだと思うんですね。例えば29年、来年やね。そういうことだと理解しとんやけど、この辺地というよりも、橋梁の整備いう、いわゆる修繕ですね、そういうことに重点を置いての質問になると思うんですけども、そういったバランス的なことが建設課のほうできちっと整理されていますか。その辺だけちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。一応町のほうで立てております修繕計画に基づいて計画しておりますので、そういう方向で進めていきたいと思いません。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今、建設課長が申しましたように、橋梁長寿命化の修繕計画に沿いまして、年次的に工事を進めていくわけでございますけども、その中に辺地地域という部分をこの辺地対策事業債、補助残をその辺地対策事業債で充てていくということにしておりますので、それについてはその年度年度の辺地地域の状況によって変わってくるということございまして、山下議員おっしゃるとおり、川上と奥猪篠については、28年度の橋梁の長寿命化はないということで、それ以降の辺地計画の対象になってくるということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。済みません。少しこの策定に当たってのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

まず、この作畑・新田線の計画なんですけども、5カ年計画で上げられております。こちら、先ほど修正のあった4ページにも緊急性のところで非常に危険であり、早期に改良をする必要があると文言が書かれているにもかかわらず、5カ年計画になっていきます。でもその一方で、スキー場は、緊急性の部分ではないんですけれども、2カ年計画なんです。生活道路である作畑・新田線を5カ年にして、スキー場を2カ年というのはちょっと町民の方の理解を得られるのかどうかとも思うんですけれども、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今、質問のございました件につきましては、作畑・新田線につきましては、合併以後、懸念されていた事業でございまして、まさしく生活道路の改善ということでございまして、その点につきましては、合併して、それ以降、手つかずという状況でございますけども、このたびやっと工事のほうにかかるということで、一応5年計画ということにはしておりますけども、実際には5年では終わらないだろうと思います。県に出すのは5年ということで、実際には10年ぐらいかかるのだろうと思いますけども、その辺、生活道路の部分を中心に、工事を5年、10年で計画してますけども、それを少しでも短縮できるような形でやっていきたいというふうに考えております。

また、スキー場につきましては、地域創生の地域総合戦略の一つということで、町を挙げて今現在取り組んでいるというところで、町が今後、その地域創生の中で取り組んでいく最重点重要課題という中でこのたびやっていくということで、それも生活道路と同じように神河町にとっては必要な事業という認識の中で今進んでいるということで、このたび辺地総合計画に上げさせていただいたというところですので、よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。スキー場のこともよく理解しております。ちょっと先ほどびっくりしたのが、5年では終わらず、10年ぐらいかかるであろうと言われたことに少しびっくりしました。本当に生活道路です。また、作畑、新田の方ももう長年ずっと要望されていることだったと思いますので、一日でも早くできるような計画をよろしく願います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この部分については、建設課と十分調整をとりながら、少しでも、1年でも2年でも早く完了するように努力をしてみたいと思います。

○議長（安部 重助君） この辺地に係る総合整備計画の策定の件で、若干の執行部のほうからも申し入れがございますので、ここで暫時休憩をいたして、少しちょっと議論をしてみたいことがございますので、暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時30分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

休憩前に引き続きまして、4議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。18号議案の上小田辺地の辺地総合整備計画なんですけども、当初、峰山高原スキー場については、開発については、造成が3億5,500万、それから設備関係が4億8,600万の合計8億4,100万ということでお聞きしておったんですが、今回の計画の内容を見てみますと、町道峰山砥峰線の整備で1億560万という事業費が上がってきているということを考えますと、この峰山砥峰線については、これはスキー場に全く関連することでございますので、スキー場開発の関連事業として、9億4,660万が事業費として上げられると私は解釈するんですが、その辺のところはいかがでございますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この町道峰山砥峰線の整備といいまして、舗装の改修工事でございますけども、これもかねてからの懸案事項でございまして、この部分については、峰山高原に上がる観光道路として舗装を改修していくというのは当初からの目的にありましたものですから、このたびのスキー場の整備が完了した後に、引き続き峰山高原への観光ルートとしてその道路を整備するというので計画を上げさせていただいたところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。辺地というものは、辺地とその他の地域との間における住民の生活水準の著しい格差の是正が基本で行われるものと思います。先ほど財政特命参事のほうが言われたんですけども、辺地地域でも、今、藤原日順議員が言われた道路以外にも傷みの激しい道路はたくさんあるんですけども、そこら辺との調整、バランスはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。その部分につきましては、一般の町道の改良につきましては、それぞれの道整備交付金、あるいは区要望の中の修繕工事等々の部分で修理をしてきたわけでございますけども、この辺地におきますところの町道の改良につきましては、何せ事業費が大きいものですから、この辺地対策事業の中で可能な時期にしていくということの中で、本年からスタートをさせていくということの中で計画を立てていきながらスタートしていくということで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時30分といたします。

午前11時34分休憩

午後 1時30分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

午前中に引き続きまして、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、4議案に対する質疑を続けていきます。

質疑のある方、ございませんか。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原です。午前中ですか、小寺議員のほうからも質問があったんですけども、町道作畑・新田線についてお伺いをいたします。

この図面を見ましたら、延長が2,900メートルということなんですけれども、今現状は、確かに幅員がいろいろ狭かったり、広いところもあろうと思うんです。そこで建設課長にお伺いするんですけども、県道が作畑地内、生野のほうへ、岩屋・生野線と、そういう部分もあるんですけども、全体的なそういう部分との整合という部分もやっぱり必要になろうかと思うんですけども、それと工事のやっぱり幅員が狭い。どれぐらいの幅員で、通行可能、交代できるという部分だろうと思うんですけど、そこら辺について、わかっておる範囲でよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。作畑・新田線につきましては、一応2車線が確保できるところはしていきたいという形で用地等の協力が得られるところを進めながら工事ができていければなど。その中でどうしても幅員が広げられない、

制約があるところもあると思いますので、そういう中で、2車線が確保できるような形で計画できたらなというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 全体で幅員が、今はセンターラインがもちろん入っていないと思うんですけども、横の側線だけやろうと思うんですけども、やはりセンターラインが入った形の規格でいったら、片側が2メートル75ですか、両方で5.5メートルという幅員が必要になろうかと思うんですけども、センターラインが入るところと入らんところとができるということなんですか。ぜひとも車の通行ということならばセンターラインが入る形での改良をしていただきたいんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。基本的にはセンターラインが入るような形で進めていきたいなと思うんですが、両側に家があるようなところというのはなかなか難しいところもあろうかと思うので、基本は2車線をベースにとということで計画をしていきたいとは思っていますが、あと、物件とかそういう関係で、なかなか2車線がとれないところもあろうかと思っておりますので、そこは御理解をいただきたいと思うんですが。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

ないようでしたら質疑を終結したいと思いますんですが、よろしいですか。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから、辺地計画について、基本的な考え方といえますか、ところを少し補足をさせていただきたいなというふうに思っております。

原則的な話になるんですが、辺地計画につきましては、この辺地指定を受けている地域の整備ということについて、県との協議を経て、県との協議が済むという、完了するというので提案をさせていただいている、これが一つのルールとなっております。

したがいまして、今回、今定例議会で提出をさせていただきました第15号議案から18号議案、それぞれの辺地整備計画につきましては、既に兵庫県との協議、年次計画も含めて協議を済ませさせていただいています。申請をし、そして兵庫県からのこの神河町の辺地計画について異議はないという、そういった回答をいただいているところでございます。

繰り返しになりますが、県との協議が一応完了をした上で今定例議会に提出をさせていただいているということを私のほうから補足説明させていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 質疑ございますか。今、町長の話について、もし質疑があれば。それ以外でもよろしいです。よろしいですか。なければ終結をしたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） コメントないようでございますので、質疑を終結いたします。
ここでお諮りします。第15号議案について、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第15号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

続いて、第16号議案について、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第16号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

続いて、第17号議案について、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第17号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

続いて、第18号議案について、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ただいま異議ありの声が出ましたので、総務文教常任委員会に審査を付託することに異議がありますので、起立によって採決をいたしたいと思います。

第18号議案は、総務文教常任委員会に付託することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数です。したがって、第18号議案を総務文教常任委員会に付託することに可決されました。

日程第13 第19号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第19号議案、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件を議題といたします。

追加日程第2 第19号議案の撤回の件

○議長（安部 重助君） 3月1日に町長から提出された第19号議案、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件について、休憩中に撤回の申し出がありました。

第19号議案の撤回の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。第19号議案の撤回の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2、第19号議案の撤回の件を議題といたします。

町長から第19号議案の撤回の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、第19号議案の撤回請求について説明をさせていただきます。

平成28年3月1日、第68回神河町議会定例会に提出した第19号議案、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件を、先ほど撤回いたしました第3号議案と関連がありますので、神河町議会会議規則第20条の規定により撤回を請求いたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） ただいま議題となっています第19号議案撤回の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。第19号議案撤回の件を許可することに決定しました。

日程第14 第20号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第20号議案、平成27年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。加速化交付金事業で2事業、多分今回新しく上がってきたかと思うんですけども、その事業内容と、いわゆる事業場所についてちょっと説明をいただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課地域創生特命参事。

○総務課副課長兼地域創生特命参事（藤原登志幸君） 総務課、藤原でございます。このたび加速化交付金ということで国の補正において新たにこの交付金事業が追加をされましたことを受けて、この補正に2事業を上げさせていただいておるところでございます。一つは、シングルマザーの移住支援事業ということで、都会部で高コストな生活をされておられるシングルマザーの方を、この田舎でも仕事はある、収入が少なくても安い家賃と少ない生活費で余裕のある暮らしができるといったような、田舎のよさと自然豊かな環境、人情味あふれる風土など神河町のよさを打ち出して、全ての人に優しい町ということの中で、移住による人口減少対策の一環として事業展開をいたしたいということ

で計画をしておる部分でございます。具体的には、仕事をつくっていくということ、あるいは住まいをつくるということ、そしてまた子育て支援といったような、この3本の事柄をセットとして仕組みをつくり上げまして、実施をしたいという考えでございます。

具体的には、シングルマザーの移住支援協議会といったような組織を立ち上げまして、その中で具体的な移住に関する事柄を詰めをしていきたいとは考えております。また、仕事づくりという点につきましては、町商工会でありますとか大学、それから民間の企業等と連携をとりながら仕事づくりについての調査をしながら、ジョブトレーニングということで実際の仕事につくための訓練的な部分、あるいは、今いろんな可能性が広がっておりますけれども、ドローンを使ったような仕事を創出もできないかといったような部分も含めて、そういった仕事づくりについての検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

また、サテライトオフィスということで、本社機能とは別にこの地で支店的な要素を構える中で、そこで仕事をしていただくといったようなオフィスの開設でありますとか、実際に移住をしていただくに当たってのいろいろな調整、コーディネートをする相談員的な職員の配置、あるいは住んでいただく住居の調整といったような、そういった事業を展開をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

もう一つのアグリイノベーション事業でございますけれども、こちらのほうは農業の新たな展開を進めたいということでございます。神河町の地域創生の大きな課題として、多くの町有面積を占めます森林と、もう一つは農地、この2つを活性化をしていくということが非常に大きな課題であるというふうに考えております。

そのうちの農業の関係で、このたびについては健康野菜をつくっていく、野菜をできれば中心とした事業を展開をしたいということで考えておりました、機能性の高い野菜の生産、流通を総合的に進めておられます民間事業者、そして完熟堆肥を生産をされ有機農業等に取り組んでおられる民間事業者、そして町内の集落営農組織であるとか認定農業者のこういった皆さんの連携のもとに新たな事業の推進母体といったようなものを設立をしまして、機能性の高い野菜を生産をしていくということでございます。そしてまた、販路の確立、拡大という部分と、あわせて既設農業の品質を向上させるといったようなことで、米づくりについても少しそのあたりの堆肥を投入しながら事業実施ができればといったようなことを考えております。最終的には、今の農家の所得の向上につなげていくような施策の展開ということで計画をいたしております。また、この事業においても地方創生の課題でもあります人口減少を食い止めるといふ部分もありますので、町外からの農業就農者等々を巻き込みながら事業展開をしていくということで考えております。

どちらも具体的な実施場所というものについては、特にアグリイノベーションのほうについては、担い手農家さん等で希望されるところと調整をさせていただきながら事業展開をさせていただきたいというふうに考えております。シングルマザーの関係につい

ては今後の調整、協議会等の議論を踏まえながら実施場所については今後調整をしていくということの基本的な考え方をいたしておるところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 山下です。25ページです。電源立地の、これ歳出のほうで言うのはおかしいんですけど、これは入った金を使ってこの工事が行われたということでここで尋ねるんですけども、この27年度については道路改良に使われまして、それでこの不用額が、予算を通すということは歳入も見合うということになるんですけども、その辺のところどうですか。これ産業建設常任委員会でも、非常にこのお金については大切なお金なんで、せっかく入ってくる金を返すようなことすなよというような議論もしたことがあるんやね。そういう見地から尋ねとんですが、ちょっとどういう根拠で、例えば27年度、金額が一千何百万円になったと、その辺の、発電量によることはわかってんやけど、わかつてる範囲で教えてください。もしわからなったら、これ多分付託になる議案だと思いますので、そのときまでに調べていただけませんか、どうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この部分の事業費の減額につきましては、電源立地交付金の対象外の部分の単独の事業の部分で、経費が必要でなくなったという部分で削減をいたしております。収入につきましては、当初予算どおり申請をしていきながら確実に収入をしていくということで、歳入のほうはさわってございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。そのお金の流れはよくわかりましたんですけどね、私が、そしたらここに予算出てるということになるんやけど、電源立地という名前が出ましたんでね、27年度どういような根拠で、その今歳入も、ちょっと金額、一千何百万というのは間違いないんやけど、その額が算出されたかということ、今わかったら教えてもらってもいいんやけども、もしわからなったら次の機会にお願いしたいと思います。

といたしますのはね、なぜそんなことを言うかいうと、やっぱりこのお金、何年かたったら、当たり前に入ってきてるように思うんですけども、やっぱりいろんなその時点で運動して交付金がついたんやと、そんなこと忘れてもうたら困るんですわ。このお金は大切にしてほしいんですよ。ほかのことを言いたいけど、それはやめますけども、要は、お金が入ってくるその根拠は何やったんかと、これは何もこの電源立地のお金だけじゃないんですけども、そういうことを踏まえて、今皆さんがそんなこと、余計なことしてへんのやというように思われるかもわかりません、そういうふうに反論があるかもわかりませんが、私からいえば、くどいようですけど、その精神を絶対忘れんよ

うに、この神河町が今存続している大きな要素の一つなんですよ、このお金、一千何百万円ですけどね、ですからしっかり押さえてほしいということですので、次の機会でもよろしいから計算書を皆さんに配ってあげてください。お願いします。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。その分につきましては、次の総務常任委員会の中できちっと整理をしてお示しをしていきたいと思っております。

○議員（3番 山下 皓司君） はい、お願いします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原です。昨日でしたか、町長のほうからも、病院の会計のところで大変今の現状というような説明もあったかと思っております。この補正予算では5,000万というお金が予算として上がるとは思いますが、全体が大変、病院の経営状況、そこら辺も含めて担当委員会の委員長のほうからも、きのう、おとついでですか、そういう報告もあったんですけども、経営が大変悪化しとるんではないかというような部分でこういう大きなお金が次々と要するという部分について、財政の担当のほうも、ここら辺は今までの流れからしても、また副町長もこういう関係ではいろいろかわっておられたということも含めて、今の現状と、対策をどう打っていきよんかという部分の前向きな回答が得られればありがたいんですけども、病院のほうも、どなたが答えられてもいいんですけども、よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この補正におきまして、新たに病院の事業会計へ5,000万円の補助ということでプラスをさせていただいております。これにつきましては、今後、北館の改築に伴います企業債の発行という部分にもらみ合わせながら、不良債務を起こさないというところの原則を守っていくというのが第一でございます。そして、北館が改築された以降におきましては、今現在、病院のほうで進めております運営の見直しというところで幾らかの収入、そして費用、歳出のほうの軽減に取り組むというふうに今取り組みをされておるところでございます。それを踏まえて私どもが10年間のシミュレーションということで5億ということをさせていただいておりますので、北館改築以後につきましてはその5億を基本にしながらその部分を堅持をしていく、その以内の中での繰り出しということを基本に財政のほうは考えておりますので、病院についてもそのような認識の中で今後改善に取り組んでいくという方針を確認をしておりますので、そのような財政運営をしていきたいと、このように考えております。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 担当の財政のほうからそういう長期的なシミュレーショ

ンというような回答もあったんですけれども、たしか10年間、5億円をずっと入れていくのがどうなのかというような、たしかそういうような資料もいただいたんですけれども、先々大変大きなお金が、今年度、27年度もトータルをしたら、一昨日の説明でしたら5億5,000万ですか、トータルしたらそういうお金が予算化をされようとしていますね。それがずっと続くんかというような部分も含めて、これを減らして、できるだけそういう北館も建てかえんとあかんというような方向も出とると思うんですけれども、そこら辺について、そういう補助金、町からの持ち出し金が、繰り出しがどうなんかという部分でお尋ねをします。よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 病院医事課長。

○病院事務次長兼医事課長（浅田 譲二君） 病院の浅田でございます。藤原裕和議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどおっしゃっていただきました病院の繰り出し、そういったものにつきましては、町の財政と総務省が作成をいたしております繰り出し基準というものに基づきまして、公立病院についてはそれぞれの自治体において病院との中で財政の協議をさせていただいております。今回5,000万補正させていただきましたのは、先ほど財政特命参事が申し上げましたとおりでございますけれども、その中の5億円そのものに全て税ということではなく、1床当たり70万7,000円という交付税が入っておる、また元利償還につきましても一部そういう国からの交付税が入っておるということをまず御理解、1点はいただきたいと思ひます。

あわせまして、私ども病院も町の財政に甘んじることなく経営改善をやらなければいけないということで、昨年の上半年が大変悪うございましたので、9月以降、病院院長以下、全職員挙げまして経営改善に取り組む必要があるということで号令をかけまして、昨年の9月以降は入院患者さん、また外来患者さん、そういったところも徐々にふえつつございまして改善をいたしておるところでございますが、26年度の経営が対25年度対比から見ますと若干悪うございましたので、そのあたりを改善するために、病院としましては北館改築にあわせまして現在2.1億円という改善目標を掲げて、それに向けて現在取り組んでおるという状況でございますので、その成果が見えますのには若干少し時間はかかると思ひますが、病院のほうも決して町財政に甘んじることなく、地方公営企業の精神にのっとり独立採算をできるだけ目指すように頑張ったいと思ひますので、御理解をお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませうか。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。病院の財政健全化につきましては、今、浅田次長が言いましたように、2億1,000万という金額を改善しなければならないという目標を置いております。そういう中で、それを改善していくにはいろいろと今協議しながら、中期経営計画とかそういうのを立てながらやっております、そして北館

改築後においては病床数も減にしたりいろいろと改善を加えておりまして、そういう中で、今後においては改善していこうという計画を立てております。

そういう中で、私も監査に入っておりますけども、27年度は、この前、委員長報告にもありましたように1億幾らか26年度よりは改善しているという中で、一気に2億というようなお金が改善できるというわけにはいきませんので、今見ている範囲では改善していった中で、今、財政参事が言いましたように不良債務を起こさないということで今回5,000万という繰り出しをしているという状況でございますので、今病院のほうも一生懸命、財政健全化に取り組んで、そして26年度よりは改善をしているという状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから、少し補足をさせていただきたいと思います。

病院の健全経営という部分について、病院の、今、北館の改築に向けて進めております。その前はといいますと、全館移築という問題で、この長期間にわたっていろいろと議論もさせていただいたところでございます。その中で私どもがしてきたこと、それは20年間のシミュレーションを財政計画を立てるということで、細かく財政計画を県との協議も含めながら進めてきたところでございます。その中で確認してきたことは、この間、繰り出し5億円超えるという、そういった状況が続いている中で、財政としましてもこの5億円、最大5億円を10年間は確保できても、11年目からはやはりそれは困難だと。なぜなら、20年たった段階でこの基金がなくなってしまう、そういった財政シミュレーションが明らかになったということで、その中でそのことについてお互いが確認をし、10年間は5億、それ以降はもう4億、そういうふうな中でこの間進めてきているところでございます。そして、先ほど病院次長のほうから報告もありましたが、さらに北館の改築とあわせて改善していく、それが2億前後ということになっております。それをしっかりとやり切らなければだめという、それも確認をしているところでございます。

平成27年度3月補正で、トータル繰り出しが5億5,000万ということでございます。5億5,000万の一般財源ということになるんですが、その中には普通交付税のルール分というものが2億4,000万から2億6,000万という中であるということなんです。差し引いた額が一般財源の丸々の持ち出しということになるわけでございます。しかしながら、病院においては300人の雇用があるという、これも事実でございます。その中で、毎年その残額、一般財源、10年でいえば24億、そういうふうな金額を繰り出していくということも事実でございますので、次長も言うておりましたが、この一般財源に頼ることなく独立採算ができるようにやるということでもありますので、毎年この状況を我々も確認をしていきながら、この5億を超える繰り出しになるようであれば、その都度、改善計画というものは当然出していかなければいけないだろう。なぜなら、行政部門においても、そういったところは常に市町振興課からの協議の中で指導もされて

いるところでございますので、行政、そしてまた病院、また上下水、企業会計、普通会計、もう一緒に同じ考えでもって進めていかなければいけないなというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 町長のほうからそういう考え方、聞かせていただきました。本会議ですのでどうかなとは思ったんですけれども、実は、今も町長のほうからあったんですけれども、病院を移転するというようなことも数年前から話しされてましたね。それから今現在、北館という部分でのお話もあります。そういう部分が先行して、私が一番、そういう経営が悪化したその要因の一つには、そういう部分が先行して今の経営状況、健全経営という部分が後回しになったのではないのかなという部分も含めて、やはり最新のいろいろな設備なんかも、新しい病院をつくってそこでやるんやというような話も聞いたんですけれども、そこら辺がいろいろ移転新築が、全館移転という部分が断念されたり、今回のこういう北館という部分のあり方は今検討されよと思うんですけれども、そこら辺が、それはそれとして考えていただいて、やはり経営改善を、健全な病院運営をやっていただきたいと思うんですけれども、そこら辺について、病院の事務長のほう、一つ全体として、病院の担当ですのでそこら辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。病院の経営につきまして皆さんにいろいろと御心配いただきまして、申しわけないと思っております。経営が悪化したという理由と、移転新築、また北館改築ということについては、直接的には関係ないというふうに私は思っております。

病院の経営が悪化したのは、一つは、要因は平成18年の診療報酬の改定、マイナス3.16%の改定で、外部に要因になるんですが、一気に黒字から赤字に転落してしまったということが一つです。それとあわせて時期を同じくしまして、医師の研修制度が変わって医師不足になってしまったということです。退職の医師の補充が全くできない状況になったということです。それによりまして、救急受け入れの制限であるとかいろんな部分での制限をせざるを得ないという状況が出てきたということです。大きな要因はその2つだというふうに思っております。

しかしながら、北館改築に向けてのシミュレーションのこともありますが、それとは別にしても、少しやっぱり限界に来たなというふうに私は思っておりました。何とかしないと、これはちょっとだめだなと。北館を改築するしないにかかわらず、経営改善しないと少しやっぱりしんどい状況が来るなと思っておりました。

そういう医師不足とか診療報酬の医療費抑制策の中でいかにやっていくかということですが、コンサルの指摘も踏まえまして、入院収益であれば幾ら毎月必要なんだと、外来収益が幾らと、経費がどのくらい削減ということ今回ある程度明確化できました。

それによって、入院がその目標の8割ぐらゐを占めるわけです。具体的に申し上げますと、今の中で健全経営をするには、やっぱり1日平均120人ぐらゐの入院患者が必要であるというふうには思っております。それは、やはり救急患者をしっかりと受け入れていくことが地域の方の地域医療を守ることにもつながりますし健全経営にもつながるといふことで、医師確保が十分ではない中ではあります、先生方にも実情をしっかりと話をしまして、一定の理解を得て目標を持って取り組もうといふことで去年の9月ぐらゐに話をしまして、それから院内挙げて取り組んできてるといふことです。

早速10月には、1日平均入院患者数が123人という状況になりました。11月、12月と少し減りましたが、2月末現在での10月以降の1日平均入院患者数が119人といふことです。1人目標には達してないんですが、去年でいいますと106人ほどだったわけです。ですから、この下半期の状況が続くとこれは赤字にはならない、入院収益だけに関していいますと、そういう状況があるといふことです。

ですから、その目標はしっかりと共有をして、毎月、例月監査の中でも監査委員さんに日々の入院患者数を、25年度、6年度、7年度、3カ年の平均でお示しをして確認をいただいております。これが今度いかに続けていくかといふことが非常に大事なわけです。一時的に終わってはだめだといふことなんで、内部ではこれを、経営改善委員会が以前からあったわけですが、経営改善委員会の中でその状況を検証しながら、もし目標値に達しない状況であれば、どこをどうまた取り組んでいくんだ、改善していくんだといふことを検証して、関係部署、職員に周知をして取り組んでいく仕組みをつくる必要であるといふことで現在取り組んでいるといふことです。

患者確保につきましてはそういうことなんですが、一方で、国の医療費抑制策の中で診療単価を努力して上げていく必要があるといふことです。入院は、御承知のとおり、DPCといひまして包括点数です。ある病気につきましては、1日決まった金額しか取れない。どんな濃厚な治療をしてもしなくてもその金額といふことに決まっていますので、その中でいかに単価を上げていく。それはいろんな係数があります。そういういろんな院内の取り組みをしまして施設基準を充実することによって、その係数が上がってくるといふことです。それも先日通知が来たんですが、0.0111ポイント上がったといふことは年間にしますと1,000万、同じことをしても上がるという取り組みをしています。ですから、患者数の増もあわせて単価の増対策もあわせて今一生懸命取り組んで、軌道に少し乗ってきたかなといふことでございます。

ですから、そういう実態の中でいかにそれを継続させていくかといふことが非常に大事なわけで、内科の医師が今不足している中で、これまでは内科の1日入院患者数が大体40人台の後半、50人だったんですが、先日は60何人という形で、ちょっと先生方にも申しわけない。ただ、院内では、例えば入院患者さんについては1日120人というのがもうみんな頭にありますので、毎朝それがメールで昨日の状況が院内発信されますので、そういう意識づけがやっぱりできてきたと。自然の中でそういう仕組みを、

やっぱり健全経営を目指していくんだという仕組みを植えつけていかないとだめだということでも今取り組んでいるところでございます。もうずっと順調に行くという保証はございませんが、現状での状況として御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。7ページの繰越明許についてちょっとお尋ねいたします。その中で橋梁長寿命化修繕工事があるんですけども、昨年の9月の定例会で町長が27年度中にやると言われた橋梁も入ってるか入ってないかわからないんですけども、27年度で対応できた橋梁、また繰り越しされる橋梁について教えていただきたいのと、もう1点、簡易診断とやはり詳細診断で多分違ってくるのかなと思うんですけども、補助事業を受けることによって、例えばかけかえする橋梁の条件、また、かけかえせずに補修で済む条件でいろいろ出てくるかと思うんですけども、当然今かかっている橋は今のそれぞれの橋の設計荷重で下部工もできてますんで、上下がアンバラの状態でも改修してなる可能性もあるかと思うんですけども、それでいわゆるもつのかもたないのか、いろんな問題も出てくるんですけども、その国の基準についても、わかりやすい表にもしできたらしめていただければなと思っております。きょう回答できないようでしたら次回のときでも、また提出か見せていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。繰越明許の長寿命化の部分につきましては、市場橋は今工事を発注しておるんでございますが、それとあと西山5号橋、これはちょっといろんな検討要素がございまして、4月以降の発注になってしまうような形となっております。そのほかの橋梁につきましては今現在、詳細設計中でございますので、状況を見ながらの発注ということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、修繕等、かけかえ等の橋梁につきましては詳細設計を見ながら、あと県のほうと出先機関でありますまちづくり技術センターというところと協議しながら、なるべく補助になるような形の修繕ができればということで進めたいと思っております。

それと、上部と下部のアンバランスというふうな点につきましても、今後の詳細設計の中で検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。24ページのナラ枯れ対策業務委託料350万円、これ減額補正になってるんですけども、これ、かつて産業建設常任委員会のときの説明の中で、ナラ枯れの薬剤注入はできるだけしないようにということを私お願いしたんですけども、その意味を酌んでこのような結果になったのかどうかお尋ね

します。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。この350万円の減でございますが、これは事業量の減少に伴いましての減額補正でございます。全体事業量が減ったということでこの分委託の分が減ってしまったということで、特に樹幹注入、または表面を塗る工法とか、そういう工法で減ったわけではございません。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ということは、幾分か施業されたということですね。どのくらい施業されたのかということ。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 今の立米数というんですか、伐倒の立米数等の数量的なものです。数量的なものは今手持ちには置いてませんのでちょっとお答えはできませんけども、後ほどまた御報告したいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 委員会のときも申しましたけども、重ねてお願いするわけなんですけども、こういった薬剤注入は、薬剤注入して100%害虫が死滅するわけではない、生き残った害虫にその薬剤に対する抵抗力が生まれまして、害虫がだんだんだんだん強くなって、スーパー害虫、薬剤の効かない害虫が発生するというおそれがあります。

それから、樹木に薬剤を散布、注入したやつは、恐らく木は枯れます。虫も死ぬけど木も枯れます。枯れても薬剤は雨水に流れて、最終的には海にまでそういった薬剤は流れます。そういった薬剤が海にまで流れますと、環境ホルモンといまして、生物の生態系が狂ってきます。一般的に言われてるのが環境ホルモンの影響で男性が女性化してくるというふうなこと、男やのに乳房が膨らんでくるとか、また生態系のワニのペニス小さくなったとか……。

○議長（安部 重助君） 小林議員、この補正予算と若干違いますので、それてますので、ちょっと修正をお願いします。

○議員（10番 小林 和男君） はい。できるだけ今後、松くい虫も同じですけども、考慮をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 以前からも小林議員さんからいろいろと御相談いただいておりますので、この処理方法については今県の基準でやっておりますので、そういう御意見も参考にしながらこれからも検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。25ページの7款土木費の1目道路橋

梁維持費の中で委託料で、これ道路除雪委託料が56万6,000円の増額補正になっているんですけども、皆さん御存じのように、ことしはもう近年まれに見る雪の少なくて暖冬だったと言われてます。その中で、このように60万近くも増額補正になった要因というのを教えていただけますか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。この部分につきましては、作畑・新田線と上越知の町道の部分で、バス路線ということもございまして塩カルをまいてほしいという区長さんとかの要望が入ってきてございます。その部分で12月、1月と何回もまいてございましたので、2月、3月、暖冬と言われながらも降ることもあるでしょうしということで増額とさせていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 小寺です。そしたら確認させてください。たしか除雪の基準が10センチぐらい積雪があればするということだったと思うんですけども、もうそれに関係なく、バス路線は、恐らく気温が下がったらまかれないというふうな解釈でよろしいんですかね。今後もそういうふうに、気温が下がればバス路線にはもう塩カルをまいていくという方針と受け取ってよろしいですか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 一応10センチ積もった段階で区長さんから連絡が入って、除雪をするということになっておるんですけども、それ以下の場合に、上越知でございますとバスが上がるまでに凍結する場合がありますんで、基本的には朝方にまくという形で対応させていただいております。それと作畑・新田線につきましても、少ないときでも凍結の度合いが多いので朝方にまいていただくということで対応をしていかないと危険な状況になりますので、そういう形で以前も対応させていただいておりました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。先ほどの小林議員さんの……。

○議長（安部 重助君） ちょっと待って。

小寺議員、よろしいか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 小寺です。先ほどと同じ問いになるんですけども、今後も、いわゆるもう県道の除雪の規格にかなり近づいてらっしゃるのかなと思うんですけども、今後もそういうふうにされると理解してよろしいですかね。またこの後28年度の当初予算に入るんですけども、それはそういうふうなものを見越した上での除雪費を上げてらっしゃると理解してよろしいですか。それとも、その27年度だけたまたま除雪うか、塩カルをまかれないということなのか、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○議長（安部 重助君） 建設課長、少し大きな声でお願いします。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。27年度は回数的にふえるだろうということで増額とさせていただいておりますし、28年度につきましてはちょっと今すぐにはお答えできないんですが、ほぼ同額程度の額で置かせていただいております。それで、凍結の度合い、やはり奥のほうになりますと上越知も新田ぐらい、標高的には一緒ぐらいの高さらしいんで凍結の度合いが一緒ということで、地元区長さんからの要望、バスのすれ違いで危ないというふうな部分もございますので、朝方にお電話をいただいてまかせていただくと。今後もそのような形で対応させていただくようになると思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、特にございませんか。
地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） ありがとうございます。地域振興課、石堂でございます。先ほどの小林議員さんのナラ枯れのことにつきましてお答えいたします。

樹幹注入と申しましたけども、工法的には粘着剤というて表面を塗る工法でございまして、場所的には長谷の本村と大川原のほうで作業を行ってます。そこで、平米数ではわかりにくいと思うんで、本数でちょっとお答えしたいと思います。粘着剤の処理で235本、それで薫蒸処理として62本でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

ほか、ないようでございますので質疑を終結したいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 20号議案について、質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。本議案については総務文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第20号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第15 第21号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第21号議案、平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第16 第22号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第22号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。10ページの基金積立金、財政調整基金積立金で3,300万4,000円が補正ということで、5,106万7,000円の積み立てということで上がっております。国民健康保険を円滑に運営するために基金は、3カ月だったか5カ月分だったか、その辺が必要だということを前お聞きしたことあると思うんですけども、27年度末においてどのくらいの残高見込みになるのか、その残高の見込みに対してどのようにお考えか、これで十分だとお考えなのか、もう少し必要なのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。残高は1億7,000万になります。税率の改正であるとかということが今後考えられると思いますけども、去年、税率改正を行いました。これは大きなものではございませんでしたが、医療費の増嵩ということで、特に11月以降まで非常に伸びが高くて月6,500万ぐらいかかってしまったということで、大体6,000万ぐらいなんですけど、普通はね。かなり冷や冷やしておったんですが、それ以降、落ちつきはしています。税率を考えると、最低限、住民の皆さんに御負担がかからないようにということで、この基金を活用する等をして、ぜひ使っていきたいなど。大体今1億7,000万もあれば、前、藤原議員とも話ししましたが、大体月平均の3倍でしたかね、積み立ての残りですね、ということなんで、ええ線いっているのではないかなというふうに思ってます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第17 第23号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第23号議案、平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第18 第24号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第24号議案、平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第19 第25号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第25号議案、平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第20 第26号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第26号議案、平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第21 第27号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第27号議案、平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第22 第28号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第28号議案、平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。4ページの地域振興費の中で生活環境基盤整備補助金とあるんですけど、これちょっと内訳教えてもらったら思うんですけど。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。これは鍛冶区から申請のありました町道で、2級の部分の舗装工事を行いました。その分担金でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第23 第29号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第29号議案、平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第24 第30号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第30号議案、平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

日程第25 第31号議案

○議長（安部 重助君） 日程第25、第31号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。1点お尋ねをしたいと思います。先ほどの一般会計の中でも出てきましたが、病院会計でいいますところの他会計の負担金です。この要因につきましては、先ほどの財政の特命参事の話の中では不良債務を防ぐと

というような話がありましたんで、その意味が、ここでいいます、この収益的収支の部分で赤字が出るさかいは、その部分に対する補填で5,000万という、そのような理解でいいわけでしょうか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。収益的収支では赤字になるというふうに今のところ見込んでおりますが、実質、収益的収支のみでなく、今までの留保資金がございますので、その留保資金を含めた分の計算をいたしまして、実質資金のショートをするかというような状況を勘案いたしまして、ちょっと決算書で説明させていただくとわかるんですけども、実質の資金の資金ショートが起こるかどうかという状況でございまして、収益的収支のみを見ますと実際資金の動きがない減価償却なども含まれておりますので、それらを除いて計算をいたしますので、実質の収支となりますとちょっと赤字となると思われましても、資金的には不良債務が出ないというようなことで、実質留保資金がございますので数百万円の留保資金を含めてプラスということですけども、実質の収益的収支で見ますと数千万円の赤字になるというような、ちょっとわかりにくい説明で申しわけないですけども、そのような状況でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。キャッシュフローの分につきまして、この9ページの部分で資料がついてますんで、その部分でいいますと、私の理解が間違っていたらまた訂正をお願いしたいんですが、私自身はこの一番上の業務活動によるキャッシュフロー部分が、ここでいう収益的収支の部分に該当してくるんじゃないかと思ってます。そういう中で、ここで見ますとキャッシュフローについてはこの業務活動につきましては十分あるという中で、たまたま当該年度の収支を見ますと赤字になるからその分が5,000万円を補填したという、そのように理解しとんですけど、そうでもないわけですか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。このキャッシュフロー計算書といいますのが、現実の資金といいますか、キャッシュの動きでございまして、この業務活動の中にも現実の資金の動きがないものが含まれておりまして、直接これに該当するかというと直接的には該当しないんですけども、キャッシュのみについてはこのキャッシュフローのとおりという状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。確かに9ページのキャッシュフローの中に出てますこの減価償却費ですね、これ全然現金の動きがありませんので、キャッシュフローと、それから資金収支の決算書との収支の差というのは当然変わってくるのがわかってますので、そういう中で予算、収支の決算額というのが、その分の中では現金

の動きとは別にこの収益的収支の中での赤字が出る可能性があるから5,000万を補填しましたという、そのような話で、そのように私は理解しとんですが。と申しますのは、これで3億余りの現金がありますのでね、実際この分を支払いについては賄えていけるんじゃないかなと思うし、ところが、この3億3,000万余りの中には、これ減価償却費も含んでますので、実際手持ちの現金そのものがなくなってしまったという状況で5,000万が必要になったかという、どちらの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 藤原でございます。三谷議員のお考えで、ほぼといいますか、正しいと思います。内容的には、収益的収支のみですと先ほど申しました減価償却含まれますので、それを省いて前年度からの留保資金を入れます。ほぼその金額ということになりますので、実質収益的収支から減価償却とか資金的な部分除いて前年度からの留保資金を入れた分、そういう差し引きになると思われます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、もし関連で、どなたか。ちょっと消化不良みたいなんで、もう少し誰か。病院のほうからもし何かあったら。

病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。御理解いただいたかどうかわかりませんが、収益的収支のほうで赤字になるからという、単純にそうではない、以前からのずっと積み重ねの中で留保資金が、過年度留保資金とかずっとあるんですが、それが5,000万の追加がなければ留保資金がなくなるということです。ということは、不良債務が出る。その要因は、収益的収支に大きな赤字が出るからということになります。ですが、それでも留保資金があれば別に繰り入れをしていただくという予定はなかったんですが、留保資金がなくなって不良債務が発生する状況があるから、補填していただいたということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。ここで暫時休憩をいたします。再開を3時ちょうどといたします。

午後2時43分休憩

午後3時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第26 第32号議案

○議長（安部 重助君） 日程第26、第32号議案、平成28年度神河町一般会計予算

を議題といたします。

質疑に入る前に、若干申し添えておきます。一般会計につきましては、配付しておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲において、質疑回数を同一議員、質疑3回の原則を適用してまいります。また、質疑に伴って個々の議員から資料の請求の申し出があった場合は、議会として判断し、議長から請求させていただきます。

以上、議員各位には格段の御協力をお願いします。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まず、歳入について、事項別明細書1款町税から11款交通安全対策特別交付金、15ページまでをお願いいたします。質疑ございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。15ページの10款の地方交付税の普通交付税についてお尋ねをしたいと思っております。

28年度の普通交付税、うろ覚えであります、算定額が27億4,000万円ほどだったと思っております。そして26年度が26億2,000万円ぐらいで、その算定額といえますと、単純にいきますと1億2,000万円ほど減っていると。予算の上では、予算を圧縮している部分で5,000万円ほどのマイナスですが、そのような結果に、決算の段階ではそのようになってくるんじゃないかと思っております。その中で、財政の特命参事の説明では、27年度の国勢調査の人口も加味してここは算定をしたということでしたので、国勢調査の人口が837人でしたか、ほど減っているということなんで、その部分が約1億2,000万円になりますので、実質的には28年度影響を受けたのが人口分だけというような、数字の上ではそうなると思っております。実際、税収が4,000万円ほど減りますので、その分の収入額が減る分についての分がそこで埋没されたのかなというような思いがあるんですが、その辺、実際の合併による特例分が5年間で3億4,000万円ほどでしたか、が5年間で段階的に減らされるという部分がありましたが、その部分が税の減収分に対して埋没されたのかなというような考え方というんですか、もそのような説明も受けたような記憶があります。

そういう反面、1つは28年度からの今まで交付税の2分の1分、国が財源がないために臨時財政対策債という分で発行して、その分で交付税の部分を賄うというような措置もされておりました。それが28年度では5,200万円が減っているということなんで、実際税、それから交付税合わせた町の経常一般財源については、全体最終的には1億8,000万円か9,000万円ほど減っていくというふうに私はそのような思いでおるんですが、そのような考え方でいいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。全くそのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 同じ15ページの地方交付税です。全く同じとおりですという答弁でしたんですが、私はそれではちょっとわかりにくいところがありますので、重ねて同じような質問になるかもわかりませんが、ことしの予算で特別交付税を入れましてこの数字が出ておって、昨年より2,700万円減っていると。その2,700万円の増減というのが、私が昨年の予算書と比べますと、普通交付税で5,500万減ですね、それから特別交付税で2,750万ふえております。そういうことを差し引きすると、その差額が普通交付税では、この足したもんが普通交付税で減っているとね、そういうことですか、計算上はね、となると思うんですよ。

それで、その辺からまた三谷議員との重複するかもわからへんのですが、私はいわゆる人口減、国勢調査で見込んでおりますね、1万一千四百何十人でしたか、それで何ぼ減ったかということと、それからこれは一本算定になって28年度が初年度ですね、一番当初のシミュレーションなんかでは、5年たったら5億減りますというようなところが何ぼか復元されて、今、三谷議員から言われた3億何ぼになったんですか、そういうこと。それで知りたいんはね、いわゆるこの段階でまだ交付税の算定が終わってへんときに先走るんですけども、現在の見込みとして、いわゆる一本算定になった額で普通交付税が幾ら減ったか。それから、人口が減りましたね。予想しておったようなシミュレーションの人口があったというふうに聞いておるんですけども、それはそれとして、普通交付税がその人口減によって何ぼ減ったと、幾ら減ったかね、そういうところがもし分析されておったら、教えていただきたいなというように思います。概数でよろしいですから。もし頭にあっても数字的になるべく正しいということになるんでしたら予算特別委員会でも結構ですので、ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほどの三谷議員、そして今回の山下議員の部分で、三谷議員がおっしゃいました数字、合計は1億8,000万程度減るといふ部分はそのとおりでございます、中身の数字については少し若干変わってございまして、まず国勢調査に係る部分の減少分につきましては827人で、一応今まではシミュレーションで15万程度と申し上げておりましたけれども、実際的には13万程度ということの中で積算をさせていただいて、その部分が1億751万円相当が基準財政需要額から減ってくるという見込みを立てております。

それと、一本算定に向かっていく1年目ということで、昨年の合併算定がえと一本算定の差が3億6,868万2,000円、約3億7,000万円程度ございました。その部分から平成28年度で緩和をされる部分というのが、支所の分が3年目ということで7,600万そこから差し引かれます。あわせまして、28年度から人口密度によります補正の部分で増額が見込まれております、その部分が約2,400万円程度見込んで、そこで約1億円程度緩和をされてくるだろうという見込みの中で、算定がえと一本算定の差を

2億7,000万程度見てございます。その部分の1年目ということで、1割で2,700万程度減ってくるという見込みの中で今、積算をしているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 今、財政特命参事のほうからは、一本算定によって3億6,868万2,000円ふえたという説明でございましたけれども、私が手元に持っております資料によりますと、公債費を除く個別算定経費のほうで1億6,944万2,000円、包括算定の人口割の部分で2億728万9,000円、つまり3億7,673万1,000円上乘せされていると私は理解しておるんですが、ちょっとその点を確認させていただきます。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時12分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。ただいま日順議員の申された部分につきましては、合併算定がえから一本算定を引いた、臨時財政対策債を含んだ部分での合併算定がえと一本算定の部分の差し引きの部分でございまして、私が申し上げたのは、その基準財政需要額の中からその控除をした残りの部分で申し上げた数字でございまして、若干の差異が出てきているという状況でございます。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかにないようでしたら、次に12款分担金及び負担金から21款町債、30ページまでをお願いいたします。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 予算書は15ページ、16ページ、それからいろいろ説明資料も説明もしていただきました。お尋ねするんは、幼稚園の関係で保育料の軽減という部分の保育料、この関係と、本日の新聞でも出ておるんですけども、この子育て支援の部分で保育所運営負担金、この軽減という部分で担当のほうからそれぞれ詳しい説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 保育所を担当しています、住民生活課の吉岡であります。よろしく申し上げます。保育料の軽減ということで、国の子育て対策で打ち出してまいっております。概略を言いますと、保育料の計算方法というものがありまして、今ま

では保育所でいうと小学校に入るまでのお子さんを対象、きょうだいを対象として、1人目は満額、2人目は2分の1、3人目はゼロ円という徴収の仕方を全国やっておったわけでありまして。これがこのたびの28年度の国の政策により、上を今言いました小学校入るまでというのを撤廃しました。これがかなり大きい話でありまして、そういうことをやります。後でお金のことは言います。それと、神河町におきましては、少しでも子育て、日々のお金を安くすると、生活費を有効に使ってもらいたいということで、なおかつ10%を保育料を軽減しようということをやっています。

話が前後しますが、今一番最初に言いました、多子世帯の保育料の年齢の制限の撤廃ということにつきましては、国では年収360万、普通に言うとも夫婦合わせての年収、これの360万未満の世帯について今言いました年齢制限撤廃をやりますと。これを神河町はその360万も取っ払うということでありまして、神河町は2つのセールスポイントがありまして、所得制限も撤廃するし、なおかつその後の保育料も10%一律にお安くしますよと、こういったことをやっています。今言いましたことで全てひっくりめると、大体1,300万、これぐらいお金を使っているということでありまして。

それともう一つ、ひとり親世帯の保育料負担軽減ということで、ひとり親の場合に第1子の保育料を半額にし、第2子以降の保育料もゼロ円というのがございまして、これも国の制度なんですけど、同じように所得制限、年収約360万円未満しか国はしませんよということですが、神河町はこのひとり親の世帯の保育料負担軽減施策については、これも年収360万は取っ払いますよということをやっています。これは使っているお金は100万程度なんですけども、こういったことで多子世帯の保育料負担軽減、そしてひとり親世帯の保育料負担軽減、なおかつ保育所へ通われている皆さんの保育料を10%一律軽減という、この3つの考え方で保育料の負担を減らしているということなんです。保育所保育料については、以上であります。

○議長（安部 重助君） 続いて、教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） それでは、幼稚園のほうを説明させていただきます。多子、ひとり親につきましては、保育所と同じでございまして。保育所につきましては10%の軽減ということで、幼稚園についてはなぜ20%かということなんですけども、それにつきましては減額の額を基準に、保育所の場合、一番負担の少ない方で約6,000円弱の負担になりまして、10%で600円ということになります。幼稚園につきましては、通常3,700円の保育料ですので、その10%ですと300円ちょっとということになりますので、20%、約600円ということで保育所と幼稚園の均衡を保っているというような状況でございまして。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） ありがとうございます。1人当たり約600円の軽減を図るということ、保育所も幼稚園もということなんですけれども、28年度の対象人員と申しますか、2人、3人という家庭もあるんですけれども、そこら辺についてわかっ

ておる範囲でお願いいたします。軽減の対象人員、軽減されるであろう。

○議長（安部 重助君） 教育課長、わかりますか。

○教育課長（松田 隆幸君） 私、幼稚園のほうにつきましては、金額は約130万円ぐらいということで見ているんですけども、その元資料をちょっと下のほうに置いてきていますので、また予算の付託のところで資料を出させていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 保育所のほうは48人でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。23ページの商工費県補助金で、峰山のリラクシアの起債の部分があるんですけど、これは多分地総債かなと思うんですけど、これ事業費何ぼの分で、何年償還か、ちょっともとの分、ベースの分をちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。一番大きな部分は、リラクシアの本体で、滞在型健康づくり施設でございます。今ちょっと手元に資料はございませんけども、一番大きな施設の部分でございます、その辺の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどまた出させていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。ほかございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。25ページの寄附金、ふるさと応援寄附金2,100万円、これは恐らくふるさと納税のことと思うんですけども、目標額が2,100万円、今、ふるさと納税目標額としては他市町と比べたらかなり少ないんじゃないかと思います。このふるさと納税が創設された当時から私、一般質問を、このたびも上げているんですけども、その開設当時の会計管理者の答弁では返戻金、品物で人の心をつるようなことは考えてないというふうな答弁があった時代があったんですけども、今もやはりそのようなお考えでこのような予算なのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。ふるさと納税の部分につきましては、今までその返戻品の数であるとか、品の内容であるとかというところの中で、なかなかふるさと納税の寄附金が向上してこなかったわけですが、このたび昨年10月からインターネットを利用した業者のほうに委託をしていながら、また、返戻品をふやしていながら、今現在の少し徐々ではありますけども、ふるさと納税の寄附金が上昇してきているという状況でございますので、そういった考え方は毛頭ございません。いろんなことを模索しながら、あらゆる手段で考えてはおるんですけども、その返戻品を何とかしたいと思いつつそういう状況でございます。

ので、今後ともふるさと納税の寄附金が上がるように努力はしていきたいと、いくつも
りでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今、返品にこだわりはないというふうな言葉を聞いた
んですけど、それで一安心なんですけども、それから用途を決めて募集をかけるという
手法があると思うんですけども、例えば若者を呼び寄せるために空き家を再生するた
めの費用が欲しいんです、それに協力してもらったら若者を優先的に空き家に住んで
いただきますよというふうな、そういったメニューの取り組み方なども研究していけたら、
このような金額じゃおさまらないと思いますけども、もっと総額的な目標額が高くなっ
ていくんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今、小林議
員御指摘のとおりでございます。私どももその用途につきましては、ある程度明記を
していきながら寄附金の増額を図っていこうということで、少しずつではありますけど
も、検討はさせていただいております。28年度4月以降に向けまして、その辺は少し
考え方を考えさせていただいて、今申しましたようなことも含めながら実施をしてい
きたいと、このように考えております。

○議長（安部 重助君） ほかに。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） お考えがまた定まれば、そのような方向性を打ち出して
もらって、寄附金がどんどんふえて、増額補正を組めるような方向で取り組んでいた
だきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。その部分に
ついては、今回2,100万ということで当初上げさせていただきましたけども、決算で
その倍、3倍、10倍になるように努力をしていきたいと、このように考えております。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。メニューにつきましては、今言われましたような
空き家メニュー、それから私たちが考えているのは、スキー場についても何とかこうい
うようなふるさと納税の寄附金をいただきたいというようには考えております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 21ページ、県補助金の総務費補助金の中で、5項目あ
るうち下から2番目の市町振興支援交付金992万5,000円なんですけど、これが昨年
も中播磨県民局のほうからいただいた、要するに冬のにぎわいづくりというか、そちら
のほうの支援金、補助金という形で考えてよろしいんでしょうか。

- 議長（安部 重助君） 財政特命参事。
- 総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この市町振興交付金につきましては、コミバスに当たる部分と有害鳥獣に当たる部分でございます。
- 議長（安部 重助君） 藤原日順議員。
- 議員（2番 藤原 日順君） ということは、用途を指定された補助金、ですから今おっしゃったコミバスに830万1,000円、それと有害鳥獣に162万4,000円の分で、用途を制限された補助金ということで考えてよろしいんですか。
- 議長（安部 重助君） 財政特命参事。
- 総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。その部分は、用途は確かにそうではございますけども、財政的には一般財源扱いというような形で整理をさせていただき予定といたしております。
- 議長（安部 重助君） 藤原日順議員。
- 議員（2番 藤原 日順君） それでは、昨年度もやっぱり1,000万程度の補助金があって、ことしもらえる見込みだという、町長も何回か今まで答弁されたと思うんですけども、それに相当するものはほかにあるんでしょうか。この補助金、今申した市町振興支援交付金以外にそれに類似するものがあるのかどうか、これがそれに当たるのか、違うのかということです。
- 議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。
- 地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下です。リーディングプロジェクトの件につきましては別会計でございまして、要は任意団体をつくっております。リーディングプロジェクト委員会みたいなものをつくっております、その会計に1,000万円が入るということでございます。なので一般会計は通しておりません。また、ことしに500万ほどまた確保されている部分についても同様でございます。
- 議長（安部 重助君） ほかにございますか。
藤原資広議員。
- 議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。21ページの児童福祉補助金、藤原議員が聞かれていましたが、多子世帯の軽減措置の件なんですけど、国を超える部分なり、また町独自があるんですけど、これいつまでされるかという話なんですけど、今から先ずっとされるんか、地域創生絡みで、例えば5年と見られているのか、そこら辺だけちょっとお尋ねしたいんですけども。
- 議長（安部 重助君） 地域創生特命参事。
- 総務課副課長兼地域創生特命参事（藤原登志幸君） 総務課、藤原でございます。このあたりの中身につきましては、あくまでも総合戦略の中での実践ということで考えておりますので、現時点においては総合戦略の期間ということの考え方でございます、5年ということになります。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。24ページの財産貸し付け収入のその他町有地貸し付け収入263万1,000円で、このところに8項目上がっています。このことについては、内容はね、別な機会に聞いておりますので大体見合っております。しかし、私はこのことを予算審議の間でも何回も言っただけです。それからその他の機会にも同じように指摘しております。なぜ私がこれを指摘するかといいますと、やはり町の、余り前置きすないうことなただけ、ちょっとだけしゃべらせてもらいますけども、町の行政運営の中では財産管理というのは非常に大切な部分であると。今、国のほうも制度的に一般会計方式を変えていこうかというような流れもありますが、いみじくもそのことだと、それに私は合致したものだということに結びつけておるんですけども、そういうことが予測される前から、私は財産管理というものは非常に大切だということから、その他財産収入、その上に6万円のことも書いてあるんですね。これもぜひ必要なことなんです。

ですから、このその他財産貸し付け収入263万1,000円を分けなさいというて何回か言いました。それで、ちなみにその他雑入について一番初めるとき言うんですけども、その他雑入はきちっと、今1,000円でも書いてもらっております。しかし、これは何ぼたっても改められないね、これが不思議でならんのですわ。それで私なりに調べた中では、もうパソコン、このシステムに入ってしまったから変えられへんのやというようなコメントもあったんですわ。それはまことに詭弁であってね、ほかのところはずっと変わっていきよんですよ、必要があれば。一番最後の雑入のところなんかは、私もそれは言っておったんですが、岩屋ですか、それから栗のところで電気が売れますと、売電収入で入っております。そういうふうにして、この予算書のほうはきちっと整理されておるんですね。しかしながら、これが何ぼしてもされへん。どういうことなんかいいうことを非常に私、憤慨しとるんですよ。

何もね、自分がその内容を知っておって、ために言いよるちゃうんです。私、この内容を聞いておりますよ。例えば、どっかのいわゆるああいって自販機のこととて幾らか、この予算書の説明も書いてありますけども、今度の説明、歳出のほうに書いてありますけども、そういうようなもんもあって、たくさん項目があるんだということも十分承知した上で言いよるんですけれども、この金額の中で伯鳳会の金額が一番大きいんですね。伯鳳会はきちっと土地代を払いますというて契約して、この収入に入っておるんですから、伯鳳会、例えばほかに具体的にちょっと今、失念しておりますけれども、そういうようなものをかえて、例えば自販機のところとて5カ所あるとしたら、その他自販機5件何万円と、そういうような格好で書くべきですよ。これを何遍も何遍も言うんですけども、いまだに改めない。ことしは予算書期待しておったんですけども。もうここでね、これも公開の住民さんの皆の前ですが、もうせえへんのやったらせえへんでよ

ろしいですわ。その辺、私、まず副町長、ちょっと見解を言うてください。事務的にしんどいのか、いわゆるこれのシステムを変えるお金が高いために書かへんのんか、その辺をしっかり教えてください。それから、あんたの考え方間違ってますということであればそれでも結構です。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。私は、都度、雑入についてはそういう指摘を受けまして、項目ごとに上げようというようなことでおりましたけども、この財産収入のその他というところまでちょっと気がついておりませんでした。申しわけなく思います。また、次回の委員会までに別紙で上げさせていただきたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。そないに力んで言う話でもないんかしらんですけどね、私は非常に大切なことだと思うんです。これはね、我々も議会の機能として、そういったことがしっかりと管理されているかという一つのいわゆる確認の場所なんですよ、これはね。ですからくどく言っております。で、ちょっと言い返すようですけど、副町長ね、一番初めにそない言うたんですよ。そうしたら、資料はもらいました。来年もくれてんか思うたら、全然資料は入ってないと。そういうようなこともありますから、ぜひね、もう資料じゃなしに、私はここで変えるべきや思うんですわ、これは。ほかのところはちょっと触れましたように非常に柔軟にやってもろうております、収入が見込まれた場合にはきちっと説明に書いてあるんでね、これはこんなん、こんなことを公の、この場所で言わんかて、委員会で言ってね、済む話なんやけど、何ば言うても言うこと聞いてくれないから、そやから私が一番最後でちょっと言いましたように、必要ないんやったら必要ないって言ってもらったら私言いません。個人的に調べて、ああ、しっかり財産管理されているないうことで私個人が確認したらええんですけどね。やっぱりこれは議会の場ですから、そういうことがあれば、もし考え方があんまり横を向いてなかったら、やっぱり改めていただきたいんですよ。そういうことでくどく言うておりますけど、よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。そういうお約束をしていながら、してなかったということでございましたら、おわび申し上げます。もう今回ページ数も変わってきますので、別紙でつくらせていただいて、また決算書においてはまたきちっと出していきたいというように思います。また来年につきましては十分に気をつけてやっていきたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、次に行かせていただきます。

これより歳出に入ります。1款議会費、31ページまでをお願いいたします。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） これは事務局長にお尋ねをいたします。議会事務局長、お願いします。昨年対比627万9,000円、この減の主な要因を御説明をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 事務局長。

○議会事務局長（澤田 俊一君） 失礼いたします。12月の末の全員協議会のほうでも十分な説明をしたつもりなんですけど、ここでの御質問ということで再度御説明申し上げます。4節共済費の議員共済会の負担金等が例年率が変わってきます。その分が600万以上減額の措置がされたという部分が、この比較の額の一番大きなところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、次に、2款総務費、48ページまでをお願いいたします。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。私、この太陽光発電の関係のところ、岩屋と言うたと思いますけど、越知ですので、訂正させていただきます。お願いします。

○議長（安部 重助君） わかりました。

ほかございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。40ページの全国水源の里連絡協議会の負担金4万8,000円、こういった協議会があるということで掛金を掛けておられますけども、これまさしく我が町も市川の源流で、こういった協議会は必要不可欠だと思うんですけども、この活動実態はどのような活動を実際されているのか、どのくらいの全国規模なのか、また、国会の議員の先生で誰か旗振り役の先生がいらっしゃるのか、そのようなところをわかれば教えていただきたい思います。

○議長（安部 重助君） 地域創生特命参事。

○総務課副課長兼地域創生特命参事（藤原登志幸君） 総務課、藤原でございます。この全国水源の里連絡協議会負担金は、このたび新たに計上させていただいた分になるわけでございますが、昨年度、地域創生の計画づくりを進める中で、こういった私どもも協議会があることを初めて知りました。その協議会の内容としましては、川上が川下を思い、川下は川上に感謝をするといったようなことで、源流域と下流域の連携をつなぎながら交流をしながら、一つの自治体ではなくって広域的な取り組みも実践をしたらということで、いろいろな取り組みがなされている団体でございます。一番のものは、高齢化、少子化が進行して限界集落が発生をしてきている中で、国への施策の展開や支援を

呼びかけるということで、平成19年に設置をされたようでございます。現在、全国で167の市町村が加入をしております、シンポジウムでありますとか情報誌の発行、あるいは国等関係機関との協議とか要請、こういったものをされております。県内では丹波市と多可町が加入をされているという状況でございます。その総会、シンポジウムに参加をする中で、非常にこの神河町と似通った地域の皆さんが積極的にこういった物事を考え、事業展開をされている。その中には民間の方々も多く参加をされているという実態を目の当たりにする中で、ぜひ神河町も参加をさせていただきたいということで予算計上をさせていただいております。組織の中に国会議員の先生方が加入をされているかはちょっと確認をしておりますけれども、総会の場であるとか要望会といったような形で国のほうに各種要請と連携協力といったようなお願いをされているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 新しく昨年からできた組織だと伺ったわけなんですけど、これの原形になるものが今現在の県民緑税のもとになります水源税、これ各府県で取り組んでいる、これの国家版の先駆けの運動と思うんですけども、要するに水道料金が水源地帯と都市との格差が余りにも大き過ぎるから、水の恩恵を、水を生み出しているのが源流で、一雨、ひとしずくの水を集めて下流の都市に送っている。山の世話は源流の山村がやっている。下流の都市部は山も水路も何も世話しないで水の恩恵だけこうむって、水道料金が余りにも安い、格差が大き過ぎる。ですから、下流の都市部での水道料金に幾分か上乘せしてもらった分を、上流の源流地域に還元して、上流の自治体の水道料金を幾分か助成しようというふうな考え方が根底だと思うんです。ですから、この活動をどんどん活発化させていただいて、国策として国会議員に陳情させていただいて、国策として早く実現できるように、また神河町の水道料金は姫路市から見たら高いと言われておりますので、幾分かでもその格差が少なくなることに結びつくような実りある活動にしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域創生特命参事。

○総務課副課長兼地域創生特命参事（藤原登志幸君） 総務課、藤原でございます。今、水源税といったような形の部分でのお話ございましたけれども、少しこの水源の里連絡協議会の趣旨の部分とはまた違う部分だというふうに認識をしております。この協議会は、あくまでも限界集落とか地域の活性化という部分で事業を主体的にやっていくという部分でございますので、少しその水道料金という部分に最終的には着陸地点を持っているということではないというふうに理解をしております。水道料金等の格差是正といったような部分については、兵庫県町村会長を通じて国のほうにもやはり山間部と都市部との地形的な問題等もある中で料金格差が生じておることから、そういったことを国のほうの施策として均等化できるような施策ができないかということで、町村会長からも要望させていただいておりますので、今後もそちらのほうでそういった要請活動のほ

うに努めてまいればというふうに考えておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 勘違いしておりました。水源税ということでの活動はまた別にあるわけですね。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。39ページの委託料で、旧栗賀小学校のPFI導入計画の委託料が上がっておるんですけど、これ委託されるときに町の思いも述べながら委託される思いなのか、全く白紙の状態で自由に考えてくださってされるのか、その委託方法をお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。PFIの委託方法ということです。PFIの発注の際には、性能発注という言葉でやります。性能というのは、どういった機能を持たせたいのかといったようなことを発注かけます。それを聞いた業者のほうで、その性能を満たすにはこんなんではどうでしょうかとか、いろいろアイデアを出してきて提案してくるといったようなやり方です。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。38ページの企画費の中の賃金のところの説明で、たしか財政特命参事は、これ地域おこし協力隊、集落支援員とか、計7名という説明だったと思うんですけども、その地域おこし協力隊が4名と、集落支援員が1名、移住プランナーが1名と、あと情報発信員が1名の計7名ですか、これのいわゆる役割といたしますか、ちょっと私はこの言葉を聞いただけでも余りちょっと違いがわかりかねます。説明資料にも一応書いてあるんですけども、ちょっとどういったものかわかりかねるので説明していただきたいと思います。あと、例えば移住プランナーであれば、恐らくこれは役場に配属されるのかなとも思うんですけども、そういった大まかな、この地域おこし協力隊はこことこことか、そういうのがおわかりになれば教えていただければ。お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域創生特命参事。

○総務課副課長兼地域創生特命参事（藤原登志幸君） 賃金の関係で、協力隊、支援員、情報専門員、移住プランナーということで計画をいたしております。協力隊の中身については、地域振興課長のほうからまたお願いをできたらと思うんですけども、まず、集落支援員については、昨年度補正の中で、長谷地区に集落支援員を配置をさせていただいております。地元の点検活動等から地域の課題を掘り起こす中で、その解決に当たっていくといったようなことで動くわけでございますけれども、今年度特に若い世代の皆さんにお集まりをいただいて、その地域のあり方を考えようといったようなこ

とで、その主体を担いながら本年度活動をしていくということで予定をいたしております。

それから、移住プランナーでございますけれども、移住プランナーにつきましては、やはりこの地域創生の中で、人口減少対策ということで移住と定住を促進しようということで考えておるところでございます。特に空き家バンクを通しての、例えば物件の紹介であるとか、神河町のいろんな情報を発信するような業務も兼ねて、東京のほうにもそういった交流プラザがございますので、そういったところでそういった神河町の情報発信をしていくであるとか、あるいはこちらのほうで特にホームページ等についても、もう少し見やすい中身をつくらなければならない。あるいは、SNSに対応するようなものであるとか、そういった部分に関するような町の施策、総合的なものを発信をできるような専門職員といったような形で配置をしていけたらというふうに考えておるところでございます。

済みません、今、移住プランナーと情報専門員とちょっとごっちゃになった説明になりましたけれども、移住プランナーについては移住の関係についてのコーディネートをしていくということ、それから情報発信員については、町の施策も含めて各種の情報をどんどんと外へ発信をしていくといったような業務を中心にやっていくということでの専門員としての設置ということが主な業務と考えております。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。私のほうから、地域おこし協力隊のことで御説明させていただきます。地域おこし協力隊ですけども、都市のほうから神河の場合は40歳以下の方を受け入れし、目的を持って神河のほうへ住んでいただき、そしてそこで事業をおこしていただくということなんで、その間、最長で3年間その目的を持った業務に携わっていただきながら、最長3年後にはひとり立ちしていただき、神河町に定住していただくという事業でございます。いろんな業種に顔を出していただきながら、そして自分で目的を持った起業を起こしていただくということで、最終的には神河町に住んでいただくというのが最終目的でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 情報発信専門事業と、それから移住プランナー事業、これについての配属先は、どこへ配属されるんかということで。

地域創生特命参事。

○総務課副課長兼地域創生特命参事（藤原登志幸君） 恐れ入ります、総務課、藤原です。情報発信の関係については、役場内での配置という形になります。移住プランナーにつきましても、将来的にはそういった組織を立ち上げて空き家の対策等も含めながら、そこに配置ということを考えるようにしたいと思っておりますけれども、現時点においては役場内ということに想定をしております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。また中身から外れたような質問になるかも知れませんが、この予算書というのはね、いわゆる性質別に組むんじゃないしに、目的別に組むというように私は思うてますので、そういう原点に立った方面からちょっと質問したいんですけども、予算説明資料のほう、見方によったら非常にきちっと書いてあるんですけども、私はこれ予算説明資料の23ページをあけていますが、この予算書のどこですか、これは多分企画費だと思っておりますけどね、企画費、6項企画費の中や思うんですけども、その23ページ、説明資料の中に工業団地等維持管理事業というんがあるんやね。それでその上に括弧して、新しい新規事業ということに書いてあるんやけど、これは今までもずっとあったと思うんですわ。で、説明を読みますとね、説明欄のところ、事業の説明見ますと、神崎工業団地内道路等の維持管理を行う。そこにはあと事業内容等説明してありますけども、私はこれなんかはね、もう企画段階は終わってんですよ。もう管理面に入るとんやね。これを工業団地のもう売却が終わりましたと。終われば、私は本来は売却先が管理していくのが原則だと思うんですけども、例えば、いや、あれは町道です、町道分は管理しますということであれば、これは土木費なんですよ。ところが、工業団地という形でいろんな事情によってそれを町が抱えていかんとあかん、例えば大きな土羽、それから調整池もあります。それらはそのときの売却の条件によって町が管理していかんとあかんのんですわということであればね、これは商工費なんですよ。永久に続けていくんですよ、我々の言い方ですれば永久に続くんですよ。そない1年や2年で終われへんのんですよ。ですから、私はやっぱり予算いうものは目的別に組むべきだと。例えば土木費、町道になってんやったら土木費ですし、そういうような議論されよんですかね。私、ほかにもあるんです、言いたいことあるんやけど、ぎょうさん言いよったらぐあい悪いんで、もうそれ1点に絞りますけどね。やはり補助金がそこへ出るから企画費ですと、これは単費ですわ、そうですね。これ118万6,000円、これ単費です、町費ですね。ですからそういうようなことも整理しながら、一步一步ちよっときついこと、失礼なこと言いよるかも知れませんが、お許しいただいて、一步一步そんな指摘があったら前進してくださいよ。予算は、私は目的別に組むもんだと思っています。性質別に組むもんじゃないんですわ。それ一つ指摘しておきます。もう答弁よろしいです。もしそういうふうになんか少しでも改善していただけるのであれば、よりいいもんつくりましょうね。お願いします。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今、山下議員の指摘のとおり、今後につきましては、その目的の趣旨に沿った科目の中での予算編成ということに努めてまいりたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。41ページのケーブルテレビの関係で、

ちょっと全般でお聞きします。神河町のケーブルテレビネットワークのインターネットが非常に遅いという評判でございまして、32局管内ではもう続々と脱退されているということをお聞きしています。先ほどの補正でもありましたけれども、サテライトオフィスの開設の補助金で300万ですか、恐らくこのサテライトオフィスというのは、もうネットを使った支所なり支店なり、そういう業務をするためのものだと思います。でも、この現状の神河町のインターネットの速度では、もう全くそういう業務用的なネットの速度になってないので対応できてないと思うんです。

そこでお聞きしたいのは、今、ケーブルテレビに民設民営等々の検討をされているのも知ってますけれども、とりあえずネットだけでももう早急に高速化する気はございませんか、そういう質問でございまして。どなたでも。

○議長（安部 重助君） 情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございまして。小寺議員御指摘のとおりで、必ず1カ月に何回かはそういう電話が入ってくる状況でございまして。手をこまねいているわけではなしに、何がボトルネックになっているかという部分についても1年間かけてとりあえず調査はしてきていますが、最終的にどれが悪いという部分がちょっと見つかっておりません。といいながら、今のままでは済まないというのはわかっておりますので、今、姫路ケーブルさんのほうにバックボーンいましてインターネットの受け皿をお願いしているんですが、その分の拡張、ちょっと広くしてくださいということを今お願いして、その分で今年度予算を立てさせていただいております。この1月のお正月の間については、今回広げようとする部分のバックボーンの広さで運用させていただいたんですが、その間については普通どおりにつながってよかったという意見もいただきまして、いきなりそれをちょっともとに戻したら遅なったというて怒られたこともありますので、とりあえず今回広げる部分である程度の改善は見込めるのではないかなという思いでおります。

それと、ネットワークの機器の更新ということで今回上げさせていただいておりますが、その中で接続されている方に均等に待機を分けるような機械を導入する予定をいたしておりますので、その分を取り合いにならずに均等なスピードでいけるのではないかなという形で思っておりますので、御協力いたしますか、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございましてか。

小林議員、3回になっていきますんで。ほかにございましてか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございましたら、次に行かせていただきます。

次に、3款民生費、56ページまでをお願いいたします。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。50ページの19節の負担金、補助のところ、今年度ううか新年度は新しく防犯カメラ設置補助金で40万円上げていらっ

しゃいますけれども、たしかこれ1台当たり8万円という説明だったと思います。単純に割れば5台分しか予算に上げてないわけですからけれども、町長も当初の説明で申されましたとおり、安全・安心なまちづくりとかには、もう最近の世相では防犯カメラは欠かせない存在になってきているのかなと思います。その割にはちょっとこの5台分の予算しか上げていないというのがいまいち納得できないんですけれども、その辺の説明をしていただけますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。防犯カメラの担当課でございます。この防犯カメラ設置補助金につきましては、兵庫県が事業を持っておりまして、その随伴補助という形で始めます。兵庫県も8万円という補助率でございます、兵庫県に申請の上がったものについて、兵庫県からオーケー、認可が出るということについて、その分について町も8万随伴補助をして、大体私が知っている範囲の話ですけども、1カ所に2台ぐらいつけると20万程度ぐらい、20万超すと思うんですが、かかりますんで、兵庫県8万、神河町8万、16万あれば、村の持ち出しが、区の持ち出しが安くつくのではないかなという、こういう発想で始めました。

兵庫県の防犯カメラ補助制度につきましては、宣伝もさせてもらってんですけども、なかなか今のところ私が知っている範囲では、長谷のほうで1回あったということで覚えています。もちろん広報等を通じて大きく宣伝もしてまいりますけども、初年度ということでどんなもんかなと思って、今回は5台というふうにしておりますが、人気が多分出ると思うんで、来年以降は5ではなくって10とか、15とかになれば僕もいいなと思いますし、今回は初年度ということで、様子見の5台ということで御理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今、住民生活課が申しましたように、当初予算では5台ということで設置を予算をしておりますけども、今後、区長会等で説明していく中で要望が高くなってきた段階におきまして、その前に補正予算を組みながら対処していきたいと、このように考えております。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 一般分につきましては5台ですが、学校につきましては、今年度、現在ついておりません越知、長谷、寺前の幼・小につきましては今年度設置をする予定で予算計上しております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。それでは次に移らせていただきます。

次に、4款衛生費、62ページまでをお願いいたします。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に移らせていただきます。

次に、5款農林水産業費、70ページまでをお願いいたします。特にございませんか。
小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 68ページの一番下から2番目の全国森林環境水源税に、先ほどの質問にも絡むんですけども、これはまさしく水源税そのものなので、この加盟団体がどのくらいで、どのような活動をされているのか。また、国会議員の先生にその声が、誰か旗振り役の国会議員の先生がいらっしゃるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。加盟団体の数までちょっと資料を取りそろえておりませんので、後ほどまたお願いしたいと思います。

それで、現在聞いているのは、国会議員さんのほうも御理解をいただきながら動きはあるんですけども、実施までには至っていないという状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 藤原です。ページ数は66ページ、道の駅に関することですが、説明をしていただいたんですけども、その工事、これも本日の新聞でも出ております。この部分について担当のほう、わかっておる範囲でお願いしたいと思います。説明をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。現段階で詳細につきましては決まっておりません。大体こういう施設にしようというような案を県と協議しているという中身を申し述べたいと思います。

まず、1番に道の駅でございますので、情報発信基地として建物を建てていく。その中には一番メインである国道312号線の情報、そしてこれはこの道の駅の一番となっておりますのは、この4月の末に銀の馬車道が国の遺産登録ということになるということで、県も力を入れてこの事業を進めている状況なので、そういう銀の馬車道街道のPR的なもの、そしてその中に町も加わって、町の情報発信をしていくという、そういう建物が1つ。それと、道の駅になりますとやはりトイレが10基以上なければならないということで、現在のトイレはちょっと小そうございますので、あのトイレを潰して新たにトイレを新しく10基以上設置するということを聞いております。それとチェーン脱着場ということで、今、駐車場があるんですけども、その舗装につきましても修繕し直すということで聞いております。そして、町のほうもそれにタイアップしていきながら、大黒茶屋も人が入ってにぎわいをしなければならないということで、大黒茶屋の一部改装も考えているような状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 担当委員会でも多少の説明をしていただいたんですけども、実はあそこ大黒茶屋の部分は、国道と追上川、河川に挟まれた細長い土地であります。そうした中で、こういう銀の馬車道の道の駅ということでは、位置的にはよろしいんですけども、そういうまたこの中で今の説明によりますと、トイレ等建物を建てたりというような計画であります。駐車場そのものが狭いのではないかという部分の質問と、拡幅を南のほうでしたら一部拡幅できるのかなとは思いますが、そこら辺について、用地等の花壇なんかの部分は何ぼかそういう駐車場にというような説明も聞いたようにもあるんですけども、そこら辺について道の駅としての面積が十分であるかという部分の質問をしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。面積につきましては、県のほうから狭いとか広いとかというようなことは聞いておりません。県のほうが管理しております県有地でございますので、その点で隣が河川ということもありまして、どちらも県の所有というんですか、管理しているところなので、町といたしましては、やはりその駐車場を少しでも広くして、事故のないというんですか、安全で快適に使われるということが大事だと思いますので、県のほうにはそのこの駐車場も少しでも広くしていただくようお願いはしているような状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。水産業費の70ページ、各漁協への補助金があるんですけど、これ例年同じ額ということなんですけども、例えば越知谷のほうも行きますと名水街道ということで、一つのラインの中できれいな水のPRで観光施策も推進されているんですけど、やっぱり神河町の売りというのはやっぱり清らかな水、いわゆる清流という形になろうかと思うんですけども、これも一つの観光資源だと思うんですけども、毎年同じ形の額しかないんですけど、これらについていわゆる水の活用、地理の特性を生かすようなことは考えられてないんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。この各漁協さんにおかれましては、今、河川の清掃等々で河川の掃除、それで精いっぱいな状況でございます。水を生かしたということ今、藤原議員さんおっしゃったんですけども、そのことにつきましては、やはり町としても名水ということが売りでございますので、やはりきれいな水、そしてきれいな川という意味合いでPRも今しているような状況なんですけども、これにつきましては町だけで判断もできませんので、今後の課題とさせていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長兼町参事（谷口 勝則君） 3漁協への補助金につきましては、

それぞれ250万、350万、50万というふうな形で差異があるわけなんですけども、基本的に合併のときに協議の中で、町として内水面漁業に関して、漁協への支援という形で50万円ずつ補助をしております。その50万円の中で、漁業組合として内水面漁業の振興に当たっていただくというふうな基本の形でございます。

また、越知川名水街道も含めて、清らかの水の利活用等については、また別の観点から施策は展開をすることとなります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 同じ漁業の関係です。今ありましたように、その流れはね、会計管理者言われたとおりなんですけども、やはりこの越知川の名水街道、これは観光面になる思うんやけど、やっぱり売りは以前、余り昔じゃない、私らがよく知っておるんでは、非常に釣り客が多かったんですね。それがたまたま数年前やった、三、四年になるんですかね、大きな水害が川が荒れて魚が放流できなくなったというようなことも、いろんな要因があるんですけども、私はやっぱりこの越知川という、もちろん犬見川も、それから小田原川も一緒かもわかりませんが、越知川の漁業というのは確かに隆盛なときがあったんですね、いろいろお客さんも大勢来てやし、それによって愛好家というような域を脱してないかもわかりませんが、そこでいろんなアユにかかわるような人がおったったような気がするんですね、気がするんやなしに、私も知っとんですけども、そういう中で、私はまた古い話になって申しわけないんですけども、これはぜひ地方創生の中で位置づけるべきやというて、私は正式なルートで提案したんですね。それで今度28年度になるんですけども、初めに計画に上がっとらんでも追加でできますがなというようなやりとりも、やりとりよりそういうふうなことも聞いたことがあるんですけども、やっぱり町というのは、それぞれの地域の実態があるんですから、それに即応できるような、今、50万円ずつ出しているということなんですけども、その地域に、それ以上この場所では言いませんけど、それぞれ地域の今、事情があるんですからね、やっぱり漁業の振興についてはこの程度のことはやろうやと、結果として観光振興につながると思うんですけども、そういうふうなことを考えながら、それぞれの漁協が運営できるような手だてをせんと私はあかん思うんですよ。これは思いつきやない、長い長い取り組んだ実績があるんですからね。そういうことを私は提案したんですよ。

しかし、今ちょっと触れたように、ここの地域創生の中のメニューに入ってますんで、入れてもらいたい思うて言うたんですけども、28年度見直しもあるんだからというようなことははっきり聞いております。ですから、これについてね、ほんまに地域の持っている宝いうたらなんですけど、資源ですね、それを活用しようという町としての方針が出てるんですからね。この辺についても何か手だてをしてほしいなと思うんですけど、どうでしょうかね。どなたかが、担当課でもよろしいし、財政担当でもよろしいしね、その辺ちょっとどうでしょうか。一气呵成に慌ててやることやないと思うんやけ

どね、やっぱりその方向だけでも出してほしいんですよ、どうでしょうか。

○議長（安部 重助君） これは町長のほうにお聞きしたいと思いますが、町の姿勢のほうで。よろしいですか、町長。

町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、私のほうから基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。漁業組合に対する補助金ということで、就任した当時からそれぞれに50万円の補助金を出しています。その補助金がどのように使われるか、各漁業組合の重立った事業というのは、やはりアユの放流ということでございます。当然アマゴの放流もある、ウナギの放流もあるということですが、どちらかというメインはアユです。そのアユの放流とアユのどういうんですか、量ですよ。そういうものが私、就任してから非常に議会ごとに御質問もいただいたところでもあります。アユがないということ。

そういうふうな中で、それぞれの漁協、もう越知川漁協だけではなくて、それぞれの漁協が大変苦労しているということでもあります。その原因は何かということなんです。それを当時この調査もさせていただきました。アユが本当にどのぐらいいるのかということもしたんですが、いろいろな要素があるということでございます。もう御承知のように、カワウ、そしてサギ、それともう一つは絶対的な水量不足ということも言われています。それと間接的にはやはり森林機能の低下している、いわゆる山が弱ってきているという、ですから黒木ばかりがある山においては、大雨が降ったときに杉やヒノキの葉っぱ、いわゆる葉が川に流れ込む、要するに黒くなった濁った水が大雨ごとに流れるということでございます。

これも御承知かもしれませんが、杉やヒノキの葉っぱというのは、結構虫よけになるということで、葉っぱじゃなしに木そのものが虫よけになるということでいろんな形で使われております。そのような虫よけになるような素材、そういうものが当然河川に流れれば、少なからずともアユの餌になるコケ、またそれ以外の魚の餌になる小動物、小動物の餌になる、さらに小さな動物、その動物の餌になるプランクトンであるとか、そういったいろんな自然の環境の変化の中で川の生態系が変わってきているというふうなことも言われているわけでございます。しかし、アユだけ考えれば、もう明らかにカワウ、そしてサギ、さらには冷水病というものも言われております。カワウは深いところにいるアユほか川魚を潜って、とるわけです。サギは深いところには行きません。浅瀬で待ち構えて、カワウが潜って追いかけた魚が浅瀬に逃げたところで待ち構えてサギがとるというふうな話もされています。ですから、そういったカワウ、サギの対策ということがよくされておるのが、糸を張ってCDの盤を川にぶら下げて、解禁までにそういった漁協の役員の皆さんが努力をされているわけでもあります。

もう一つは、冷水病ということもありまして、これは漁協の組合長に聞いた話でございますが、冷水病にかかりますと、人間でいいますと風邪を引いたような状況になると

いうふうなことも言われておりました。弱りますので、やっぱり水の流れに流されて、どんどん下流に流されていく。その下流に流される中で水温が徐々に上がってくると実は元気になってきて泳いでいると。ちょうど福崎や香寺あたりに行けば、アユが泳いでいるというふうな話もされておりました。ですから、いろんな要素の中で、じゃあこの補助金を活用してどういった対策ができるのかなということを考えたときに、なかなか有効な対策というものが見えていない中で、ただ補助金をふやすことで解決するかということではないのかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、質問にもあるように、神河町の地域創生、自然を活用して、そこから元気な神河町にしていくということからすれば、当然この越知川、そして犬見川、小田原川、市川といった川を元気にするという取り組みも当然考えていかなければいけないので、今後具体化ができるように取り組みは進めなければいけないなというふうにも思っております。

そういうふうな中におきましては、70ページの補助金の一番下ですね、水産多面的機能発揮対策事業負担金というふうなことで上がっているんですが、3年ほど前からですか、兵庫県の内水面漁業というふうな、その協議会としてそのPRを兼ねた事業をされております。その事業場所というのが、神河町でやろうではないかというふうな話になっておまして、場所はどこかという、グリーンエコー笠形のあの谷川でございませう。そこを基地にしながら、内水面の漁業がもっともっと元気になるようなことをみんな考えてようじゃないかというふうな話も出ておりますので、その中で考えていければなというふうにも思っております。

あとは、これまで出た話として、やはりカワウは30センチぐらいの魚であれば潜ってとってしまうということでございます。そう考えたところから、実はフライフィッシングのNPOについては、ニジマスも放流しております。ニジマスの放流サイズというのは35センチ以上を放している、要するにカワウがとれないサイズを放しているということでございます。ですから、そういった対策を考えれば、大型の魚を放流する中から川ににぎわいをつくっていくような、そんなこともできるのかなということも私自身は考えておりますので、今後前向きに考えていければというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今回の質問に関連しますけども、カワウの対策で漁協が釣り糸にきらきら光るものをつけて追い払いをやってはいますが、最近のテレビ報道では、新潟県の山古志村、コイの養殖で盛んな村ですけども、コイを食べるということで、結局はそのカワウを追い払ったってほかのどこへ移動して、その場所は被害は少なくなるけど……。

○議長（安部 重助君） 小林議員、申しわけないけど、質疑に変えてもらえませんか、質疑に。質問とか提案じゃなしに。申しわけないです。

○議員（10番 小林 和男君） はい、やめなあかんわけやね。

○議長（安部 重助君） もし疑問なところをちょっと追及してほしいんですけど。申しわけないです。

○議員（10番 小林 和男君） ああ、そうですか。その糸を張る、追い払うじゃなくして、巢のヒナを駆除するという方法はいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。この前、小林議員さんからもDVDで情報をいただきました。ありがとうございました。あれのとおり、神河町でも猟友会にお願いして、巢のほうを駆除もいたしておるんですけども、何せ広範囲にわたっておりますので、そのカワウの巢がどこにあるかというのもちょっと判断できないということで、結果的に大きな成果にはつながっておりませんが、駆除は行っていることは行っておりますので、その点御了解よろしく申し上げます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。先ほどの質問に戻りますが、66ページの書いてました道の駅の関係です。質問したいのは、説明資料のほうの51ページで、中ほどにそれぞれ事業の内容等と財源等が書いてありますが、これにつきましては、その財源のほうについては、それぞれ補助率が100%の分と、3分の2というように分けられております。ということは、これは農林の補助金でメニューがたくさん、それぞれのメニューを使って寄せ集めでこのような事業をやるのかということが1つ。それからもう1点は、それぞれここに工事の内容が書いてある中で、交流館の新設工事と、それから大黒茶屋の改修工事という2つの面が上がっています。ということは、我々実際具体的な計画の内容を聞いておりませんので、この資料から想像しますと、交流館ができて、また今現在ある大黒茶屋が残っているなというようなイメージを持っています。そして、この分については、先ほどの答弁にもありましたように、下の敷地は県有地ですよと。ところが、町が工事をやりますとその上に町の施設を建てるという形になってこようと思うんです。ですので、この計画等の中で後の管理ですね、管理運営についてどの辺まで話をされて、どのような方向でされるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。施設につきましては、今も共有する部分につきましては案分で考えております。今もその施設の中で情報発信が3つあって、県が2つ、町がその1つでなれば、3分の1は町が持っていくとかというような案分の仕方では施設は工事費は出しております。それで、駐車場とかは県のほうで行いますので、100%県。それでトイレつきましても100%県というような考えで、それで補助につきましては国交省の補助をいただく、県を通じて国交省からの補助

をいただきながら整備していくということで、その残金につきまして町と県で案分していくということで、特にソフト事業というんですか、設計部門におきましてはやはり折半になったりしますので、そこら辺の細かいところ辺は基本協定または覚書で交わしていくような状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） また漁業の話になるんですけど、町長のほうから非常にいろんなところ、問題点をきちっと整理して答弁いただいたんですけども、やはり漁業振興については3つの漁業組合がありますので、その漁業組合と十分連携をとりながら、何とかいわゆる清流と言われる河川があるんですから、それらを利用したいろいろ、いわゆる植林の関係とか、水量を言われたんでこれちょっと言いたいんですけども、その辺から水量の問題も出てくるかとも思いますんで、ひとつしっかり前向きな取り組みをしていただきたいというふうに思います。それはもう答弁いいです、もう町長のほうからありましたのでね。

次にね、林道の話、これは69ページ、千ヶ峰・三国岳線の工事負担金、ことし1,440万円、これ1割だと思えますので、事務費もあるかもわかりませんが、約10倍の事業ができると。残念なのが27年度でかなりたくさん負担金が少なくて済んだと、これは多分事業量が少なかったと私は思うんですけども、これも何回か質問しとんですけども、これ全体計画も聞いたことがあるんですけどね、本当にこれいつになったら開通するように、これは県の事業ですけども、見込んでおられるんでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。今ちょっと手元に資料がございません。また調べさせていただいて御報告させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） それでよろしいですか。

○議員（3番 山下 皓司君） はい。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。説明資料の53ページに、町単独間伐補助事業ってあるんですけど、26年度決算のときもお願いしておったんですけど、説明資料とこの予算書の中の名前を合わせてくれってお願いしとったんですけど、予算書の69ページの負担金、補助の中の、多分これ森林整備事業補助金に入るのかなと思うんですけど、今度は額が合ってこないんですけど、町単の間伐補助金ってどこに入ってきているんですか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今、御指摘を受けたとおり、森林整備事業補助金810万円が町間伐……。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。

午後 4 時 3 4 分休憩

午後 4 時 3 4 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほどの部分の町単独間伐事業の部分につきましては、19節の森林整備事業補助金810万円と、その上の備品購入費192万合わせたものが、予算説明資料の993万円でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございますか。ほかございませんか。藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） ページ数は69ページ、ピノキオ館、この工事請負費の関係、観光施設という部分でいろいろ観光施設のこれからのあり方という部分で検討はなされておるんですけども、このピノキオ館、ここの予算では水車公園もあろうと思います。そこら辺について担当のほうでこの部分、工事請負費とこれからのピノキオ館という部分の担当課の思いをお知らせ願いたいと、お答え願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） まず、このピノキオ館の工事請負費につきましては、内容につきましてはテラスの改修と、それとトイレ、和式になっているところがありますので、そこを洋式にかえていくということで、それでウォシュレットつきにかえていくということで、その工事費の分を上げさせていただいております。それで、将来のあり方ということなんですけども、やはり農林業の町・神河でございますので、そういう木工に関しての施設ということで非常に貴重な施設であろうと思いますので、ただ、集客も夏休みとかいうのが一番多いような状況なんで、年中通じて利用客が多くなるようなことを考えていかんとあかんと思いますけども、具体的にはそれは何やということはまだできませんけども、施設としては貴重なものであるから、今後においても集客を図れるように努力していきたいとは思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら、次に移らせていただきます。

6款商工費、74ページまでをお願いいたします。ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。説明資料のほうでお尋ねをしたいと思っています。55ページで、峰山高原のスキー場整備事業であります。この中で、その事業の説明の欄で③番で負担金ということで、電線の張りかえ、電柱移設工事等の負担金2,500万円の予定ということで上がっていますが、これは今までの委員会や全協で話を

してきました上小田地内ですか、あの分の関連の電線等の張りかえという分での額なのかどうかということが1つです。まずその分だけでお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。そのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。関連。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。いうことは、この分については、今回の6億円については、今までの資料についてはこの2,500万円は含まれていなかったのので、また結果的には今まで聞いてきた8億4,100万円が、またこの分がふえてくるなというような思いです。たしか2,000万円ほどの電気関係の分がありましたので、その中での対応なのかどうかという分が1点です。

もう一つは、あわせて質問します。この分については、辺地対策事業を使って工事をされるということで上がっております。ところが、これまでの中で議論しましたように、国の28年度の辺地対策事業の額といいますと465億で、そして兵庫県のこれまで5年間の配分については4億から7億という分の中です。ですので、そういうことの中で兵庫県内には23市町ですか、ほどの辺地地域を持っている市町があらうかと思えます。そういうことからしますと、この6億円の配分を、ましてや神河町については道路や橋梁関係でそれ以外5,000万ほどの辺地債も今回上げておられますので、そういう部分の中でしますと、この28年度で6億円の辺地債がつくというのは、なかなか難しいんじゃないかと思えます。そういう中で、そういうこともとにかく町のほうも想定をされると思うんですが、そういう中でたとえというんですか、仮に辺地債が28年度1億ついた場合、それから3億ついた場合、それから6億、満額ついた場合と、3つぐらいの想定の中で、それぞれこれらの方法で対応していかなければ、例えば一気に全部やってしまいますと、1億ついた場合でしたら、あとの5億円が一般財源になりますよと。確かにあとの町の負担になるように話はされるということはわかりますが、なかなか5億の負担ということになりますと難しくなりますので、その辺については年度を区分する中でやっていかなければならないというようなことになるんじゃないかと思えます。

その中で、これまでの説明の中については、辺地債については1年に限り繰り越し事業としてできるというような分がありますが、繰り越ししても財源の分はそれ以上ふえないので、例えば財源をふやすために継続的な事業というような形の中でやるとか、その辺についての予算が通る前からそういうような財源の部分についての心配をして、事業をどのように進めていくかという部分の検討はまだしてないという話にならうかという考え方もあらうかと思えますが、その辺については、私は財源の面から考えますと、非常に心配する部分がありますので、もしもその辺について考えておられましたら、お

示しを願いたいなと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 先ほど、まず1点目の事業費のことに關してですけれども、今回の6億の中には、ここに書いてありますとおり、測量委託料、実施設計委託料、それから受電設備、センターハウス、コース造成、索道設備、降雪機設備、照明設備、それから電線張りかえ、電柱移設という格好で6億としております。それ以外の分については29年度送りという格好になっておりまして、8億4,100万円について、内容については当初御説明した中で吸収できる部分は吸収できまして、総額については変えておりません。それから、財源については、後で総務課長なりが説明するかと思いますが、担当課といたしましては、現在のところまず実施設計を行いまして、それから6億の部分の工事が発注できるものとして取り組みますけれども、その後のさまざまな環境の変化に応じて柔軟に対応していくというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。財源の件について、現状といたしますか、考え方をお知らせしたいと思います。これにつきましては、前の委員会でもお話ししたとおりでして、三谷議員ご推測のとおり、幾らというのが確約できている状態ではございませんので、その出てくる額に応じて工事の規模、また何をやるかというのを考えなければいけないということでは、対応を考えております。その規模額に応じて、まずはこれまでの経緯からしますと、県のほうも一生懸命国にアプローチはしてくれていますし、町のほうも一生懸命アプローチをしているという環境から、可能な限りプレオープンでもできればいいなというふうなことは考えておりますけれども、何しろ8月、夏ぐらいに額が確定してくるということですので、その額に応じた対応を考えていくというふうに基本そういうスタンスでおります。

加えて、辺地債に限らず、いろんな補助金が使えようであれば使っていくというふうなことで、その件につきましても県のほうに協議をしたりとか、できる準備をしているということで、ある意味では財源確保には万全をとれるだけの対策をとっていくということで考えております。どの工事をするかということに関しても、その額を見ながら決定していく以外ないのかなというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。74ページの樹木伐採委託料、また枝打ちの費用、それから立木の補償費、予算上がっているんですけども、これはスキー場の進入道路の日照を遮る樹木を伐採したり枝打ちする予算と推測するんですけども、この事業費でどのくらい、100%これで日照を遮るような障害物は除去できるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。おっしゃるとおり、前年度既に何本か伐採させていただきまして、非常に部分的には改良されました。今年度に予算で上げておりますのが、地権者が3名で191本を予定いたしております。それででも相当な効果が得られるというふうに思っておりますが、ただしこの部分については、御存じかと思えますけれども、頂上から約1キロ部分、あのあたりが非常に混んでおりますので、そこら辺を重点的に伐採をお願いしたいなというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 頂上から1キロぐらい下がったところがその対象というふうなことをお伺いするわけなんですけれども、それからかなり下のほうの急カーブで危険なところがあるように見受けられます。ですからして、せっかくスキー場が開設してたくさんのお客さんがいらっしゃるようになって、あの道路でひとたび新聞記事の報道になるような大きな死亡事故とか交通事故が起きますと、観光客がもうずっと減ってきますので、できるだけ安全確保、安全第一に手入れを行き届くようお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） その点については十分対応したいというふうに思っています。既にことしについては、神姫バスさんがもう定期的にながら上がっております。その部分については、部分的ですけれども、融雪剤をまいて安全確保をすとか、それから例えばそれは神姫バスさんの自主的な取り組みなんですけれども、上小田の途中までは通常のバスで来られて、それから今度は途中で乗りかえをしていただきます。それについては、上まで上がれるようなチェーンを履いたバスをもう事前に用意しておく。そういうことと、それからあわせて、もしスキー場等が開設されるときにありましては、タイヤチェック等もでございます。それから、途中で待機車両を置くなど万全な措置をしたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。予算説明資料の55ページの大河内高原整備事業の中で少しお尋ねいたします。この中に、①で峰山高原附帯施設等管理委託料の中ですけれども、除雪作業250万ですか、上がっているんですけども、これ私、いまいち理解しかねるんですけども、どういったことなのかをちょっと説明していただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） この分については、建設課と協議いたしまして、約10センチを超えた場合に、大体前年度がこれぐらいだったので

いう時間確保でもって、要はその算定でもって250万円を計上させていただいております。ただ、今後ですけれども、委員会等のほうでもお話しさせていただいたんですけれども、部分的について、いろんなことが想定されますので、指定管理者のほうとも協議しながら協力をいただくという格好にしております。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 町道部分の除雪ですか、町道部分ですか。

○議長（安部 重助君） 町道部分かということなんですが。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） はい、そうです。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定しました。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。次に観光施設の関係です。予算の説明資料の54ページでございます。この観光施設等管理事業で、予算額として9,770万円余り上がっています。その内訳を見ますと、指定管理等もあるんですが、②番と③番でそれぞれ修繕費、工事請負費という部分で分けてあるわけですが、大体この分の2番と3番を合計しますと、大方8,000万円近くにはなるかと思えます。それぞれ各施設の状況を見られて、修繕なり工事をされるかと思うんですが、一方では、公共施設なり観光施設の部分があるという分がありますので、そういう部分との整合性というんですか、も見計らいながら今回修繕をされるのかということ。特にもう少し数字がわからない部分があるんですが、ちょうど真ん中辺にグリーンエコーの空調機の改修工事、それから多分コテージの空調機の修繕だろうと思うんですが、これが6,400万円なのか、640万円なのかわかりませんが、もしくは64万円だけなのか、それがわからないんですが、そういう部分の中で大きな分の費用について、大きな修繕もしくは工事については、そういう施設の管理計画表との整合性を保つ中でされているのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。64万円については、コテージの部分です。小さなエアコンの調整だという分です。それと、先ほど述べられました、本当に多額の修繕をしているわけですが、それぞれの施設について、これについては、例えばヨーデルの森の空調機、これは体験実習の部分なんですけれども、前年度は予算がなくて28年度に繰り越して、要は28年度まで待ってくれというふうなレベルの内容の部分です。なので、本来であればもっともっと予算は上がってくるわけですが、それぞれの施設を精査しまして、もうどうしても

ここはやってほしいという部分のみを上げてきております。

また、それと今後施設はどういうふうにしていくのかということにつきましては、この部分につきましても産業建設常任委員会のほうで、観光施設の利用促進計画の部分で今詰めているところをごさいますて、それから町の総務課のほうでつくられている公共施設の計画、それを今、整合性を図っておりますところですが、それについて今後、維持修繕ができるという部分が何ほかという部分は既にシミュレーションされています。なので、今後その部分については大きく、あるときには決断をしていくという格好の部分も出てこようかなというふうに考えています。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほどの小寺議員の質問の中に、除雪対策事業費250万というのがありましたけれども、これにつきましては、町道に係る部分でございます。特交の対象ということで申請をしながら、特交の対象にしていきたいと、このように考えております。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し町全体のこれからの地域創生も含めてどういう態度で臨んでいくかというところを、少し述べさせていただきたいというふうに思います。平成28年度の予算審議いただいておりますが、先ほど財政担当参事のほうからも説明をさせていただきまし、質問もありました除雪についてというところでございます。そのほか町道の作畑・新田線、そして上越知のバス路線についての融雪剤の補正、そういうものもあったわけですが、ごらんいただきますと、県の県道の除雪作業、そして融雪剤をまいていく環境というものは、ここ5年ほどでもう確実に進歩しているといえますか、逆にまき過ぎだというふうな苦情も出るぐらいに、冷え込みがあるときは兵庫県土木事務所のほうは県道はくまなく融雪剤をまいているという状況がございます。そういうことを考えますと、町道との格差というのが非常に大きくなってきているように思います。

これまで町道については、原則融雪剤はまいていないということでもございました。しかし、例えば一番の玄関口でいいますと、粟賀・柏尾・貝野線、町道です。そこに交差する県道がございます。例えば、柏尾の坂田店のとこというふうなところ、県道はまいてある、ところが町道はまいてない。ですから、まいてあるところは全く雪はないけれども、粟賀・柏尾・貝野線はいてついているような、そのぐらいのギャップがある環境というのは果たしてどうなのかなというところから、私としましては、今後はやっぱり幹線町道という部分については、県道と同じぐらいのやっぱり環境をつくるべきだというふうに指示もさせていただいております。したがって、そういう方向でこれからは整備を進めていきたいなというふうに思っておりますし、神河町のこれからの地域創生をしっかりとなし遂げるためにも、今、展開をしています雪を逆手にとった地域の活性化というものは、これは本当に新たな視点で、私も目からウロコだというふうにも思ってお

ります。余りといいますか、先日も神戸新聞の一面に冬のリーディングプロジェクトの記事が載りまして、その載った後、県の幹部の方々とお話もする機会があったんですが、神河はまさか雪を逆手にとってにぎわいをやるとは、本当考えもつかなかったというふうなお話もいただいているところでございます。もうまさしく今まで考えつかなかったようなことをやってこそ地域が元気になるんだという、そういった観点でこれからは進めていきたいというふうに思っておりますので、そういう意味において、平成28年度予算の中にそういったものがいろいろとあろうかと思いますが、そういったところを御理解いただければというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。予算書の74ページの工事請負費の中で、砥峰高原駐車場で1,100万円上がってきてございます。私去年かおととしかちょっとははっきりしてないんですけども、たしか500万円かけて整備した記憶が残っています。今回は全く違う場所で整備をされるのかどうかということですね。あと、そのまず財源内訳といいますか、前は多分、県と町が半々でやられたような記憶があるんですけども、今回は一体どういうふうにするのかというのがおわかりになれば、お教え願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 砥峰高原駐車場につきましては、おっしゃるとおり何回かに分けて工事をさせていただいております。まず、それこそ数年前に県から500万、それからそれ以外の方は町という格好で、まず平地部分、それをきちっと整理しました。それからその後、緑化をなささいという格好がありましたものですから、西面のほうの緑化をしました。それから、それ以外の部分については、地元が事業主体となる町並み緑化事業というふうな手法でもって、地元がやる事業でその緑化をしています。それから、あわせてあそこには150台の駐車場が確保されておりますけれども、そこについてもできるだけ緑化を進めてくださいというお話がございますので、これも2カ年かけて今、50台、50台の100台部分は、要は真ん中が、タイヤの部分についてはコンクリート、それ以外の部分は芝生をしています。それが今100台できていますけれども、まだ今年度については50台分をやらなければならないんですけど、それについては、地元が、川上区が事業主体となって、町は持ち出しなしでやれるんですけども、それとあわせてそのぐりに、まだ砂利のままなんですいう部分を舗装するという事です。要は、駐車する部分だけが緑化されます。それで、その周遊道路うか、周りの車が通行する部分について、2,245平米ございます。その部分についてのアスファルト舗装をするという部分でございます。

あとの財源については、総務課のほうから御説明申し上げます。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。財源につきましては、県の自治振の貸付金を当初予算では予定をいたしております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） それでは、次に行かせていただきます。

次に、7款土木費、79ページまでをお願いいたします。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。76ページの委託料の道路除雪費の件です。先ほど商工観光課のほうにつきましては、短い、多分4キロぐらいかな、250万ほど予算化のほうをされております。ここにつきましては、全町の一般の道路なんですけども、これが130万、延長も全然規模も違うんですけど、じゃあ果たしてこれ町民さんから見られてね、今、現状でもやはり除雪がおくれている、除雪が荒いとかいろんな苦情聞くんですけども、果たして観光施設と一般生活道路との差というのはどのように理解されておられるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。この除雪費につきましては、通常の道路部分でございますが、作畑方面と猪篠方面、それから上小田、それから川上、長谷方面の基本的に奥のほうの部分の除雪ということで、町中心部に近いほうに降ったときも出ることがございますが、そういう部分での委託料を考えておまして、先ほど言われましたとおり、除雪の仕方が悪いとかいう部分が入ってくることがあるんでございますが、その都度、委託しておる業者につきましては、その入ってきた情報をお知らせしながら、次から気をつけていただくようにということで進めているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。何が言いたいのかといいますと、いわゆる町外の方が多く使われる観光施設と、実際に住んでおられる住民の方のサービスに差があるということを言うんですよ。それで、町民さんがいわゆる不平を持たないと、いやいや、仮に観光施設推進されても、それやったらわかるわなというような話になるのかどうかを聞きよるんですけども。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この部分の委託料につきましては、例年の天候の状況を把握しながら、27年度の状態あるいは26年の状況を見ながら当初予算を組んでおるわけでございまして、28年度の冬におきましては、その天候によりまして、その部分では補正対応ということも出てくるだろうと思っておりますけども、当初予算においては27年度ベースを基本にしながら予算化をしているということで、何もサービスの低下ということを考えてこういうことをしているわ

けではございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。この除雪の関係について、町長のほうからね、前の款のところでは話があって、私もここで尋ねようかと思うとったんですけども、やはり具体的に言いましたら、作畑、あそこのこっちから行きよった左へ上がったら生野のほうへ行く道がある、あそこでもうすとんと差がついているんやね。これは新田ふるさと村までバスが行きます幹線道路ですわ。県道であればあれがきれいにのいておると、そういうのが一つ。それから、町長が言われた坂田店のところは私あんまり関心なしに走って気づかなかったんですけど、そういう南のほうでもその差があると。そういう実態を見ましてね、私、残念ながら上越知は行ってませんのでよく見えませんが、そのバスが走っているところぐらいはもう最低限県道並みにすると。そしてちょっと中へ入ったら、作畑なんかも川の左岸側に道がずっと地域交流センターから南に下がってますけど、あそこらものけとってんやろうけど、雪がいっぱいあるんやね。特に橋の上なんかやったらもうそのままですわ。ですから、もうこの神河町でいえば、除雪対策は生活の場としては一番大切な、道路を確保するという面においてね、これは大幅にやらんとあきませんわ。もうこんな予算ではあきません。もう3倍も4倍も積んでもね、ええぐらいの私、地域だと思っておりますよ。

それで、その裏ではね、特別交付税に措置がありますというようなことも言われておるわけですから、本当にこれ抜本的に考えんとあかんと思うんですけどね、どなたからでも結構ですけど、私は現場を確認した上で、地元の人もあんまり満足しとってないような感じもありましたね。そういったところで、抜本的な考え方に持っていくと。そして特別交付税の措置になるのであれば、それはそれも税金ですけども、やはり地域の特殊性というものの中から特別交付税をもらえるんですからね、そういうような姿勢を展開せんとあかんと思うんですけど、どうでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。山下議員言われるとおり、県道と町道との差が出るということで、ことしもそういうようなのを目の当たりに見ておりますので、町長を含めて建設課長と協議した結果、どんどん除雪すべきであろうと。そして特別交付税で80%は補助をいただけるということでございますので、そういう中で除雪をやっているというようことは決めております。

それで、今回、今、財政参事が言いましたように、その状況を見て補正対応ということでもたお願いしたいというように思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） そういうふうなね、検討をされているということについては、執行部のほうももう実態よくわかっているというように、その点は評価したいん

ですけども、やはり今、実態を見てやなしにね、県がやっておられるように、前日にはもう除雪剤をまくんやと。そして10センチというようなことを言わずに、県と同じような形で、少のうてもバスが走っている路線は除雪すると。その他についてもね、そんな10センチというようなことを言わんと、もう少しお金を継ぎ足していくというような様子を見てやなしに制度をつくってほしいんですよ、きちっとしたね。それで予算を組んどいて、仮に1,000万を組んどっても、もう200万円残った言われたら不用額で置いたらいいんですから、そういうような仕組みづくりをせんと、あの私実態を見たら、それは不平とか不満とか苦情を多く感じておられるというふうに私は思います。しかし、大勢の声が聞こえているのかどうか知りませんが、私がおったら、区長さんもっとやってもらわなきゃあないなぐらいなことは私言うと思います。決して地域のエゴでも何でもないとはいいますんでね、その辺制度改革を、そういうふうな制度をきちっとしたものをつくってください。

よその朝来市なんかは、いわゆる積雪地帯になっていますんでね、その辺はどうか比べることはできへんと思いますけども、やはり近いところにあるんですから、それに追いつくぐらいの意気込みでやっていただきたいと思うんです。どうですか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。今、山下議員言われましたように、役場内で今後検討していきたいというように思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 関連で私も一言言うておきます。同じことばかりで一般質問もしておりますので、町長は新しく、もっと的確にやるとおっしゃっていただいたんでありがたく思っております。今回は暖冬だからそんなに細かく言わなくても大丈夫だろうという安心はしとったんですけども、この3月1日に聞くところによると、私はすぐ建設課に電話をかけて、どないやということであれすると、やっぱり新田の区長さんから、朝4時に電話がかかってきたと。要するに待ってあってなわけですわ、それを超えるのをね、10センチをね。だから、俺はそれはあかんと、積もりそうで超えそうやったらもっと早う言うてくれと言うとったんですわ。だけど、遠慮しとってん、これはね。だからそれを酌んでほしい。

だから、町長になられてから除雪が前よりようになったんですわ。前よりようになってこれですわ。だから250万円の予算が峰山についているというたら、それは怒りますわ。南のほうはね、少ない。だからあそこも、それは坂田店もしてほしいですよ。してほしいですけど、まず奥からね。姫路へ行こう思うたら、それこそ1時間も1時間半も先に出なあかん、我々より。それを考えて対応していただきたい。これからは町長、していただけたらと思うとありがたいんやけど、業者によって違うんですわ。それが文句出るから、済みません、済みませんって謝っとんやけど、やっぱり山下議員がおっしゃったよ

うに、もう規格決めてね、これぐらいまでは最低してくださいよと。私も何回も言いました。町長のポケットマネーでもええから除雪機、前ちょっとつくるやつ10台ぐらい新田に置いていただいたら、皆さんもう自分でのけてやからどないですかいうぐらい冗談でも言うたことあるんですけど、それぐらい困ってってんで、それが今度逆手に、雪を生かそうという壮大なプロジェクトの中で、新田ふるさと村がありますんでね、あそこはやっぱり集客して、スキー場へ行けない、スキー場が通ったらですけどね、スキー場へ行けない人はうちでもできますよ、ちっちゃいソリ持って、ちっちゃい緩いあれやから安全ですよいうたら、相乗効果はすごいと思う。だけど、道にあれやったら普通タイヤで来てやから、雪の怖さ知ってない。だから余計除雪をしていただきたい。

それと町長、何回もおっしゃいますけど、あの道1本しかないんですわ。あれが迂回路とかね、避難できるんやったらまだええんですけど、あれしかないんで、また肝に銘じて大きく躍進できるように、雪を味方にできるように町長お願いしたいんやけど、どないですか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 冬の対策、冬を楽しんでいただくことと、そして雪が降っても安全に通行ができる環境をつくっていくということが、神河町のこれからの活性化やというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら、次に行かせてもらいます。

8款消防費、82ページまでをお願いいたします。特にございませんか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。81ページの防災備蓄購入費に関してなんですけども、今、福井県の高浜原発が休止していますけども、もしかあそこに万が一大きな災害でメルトダウンいうふうな、万が一そんなことが起きた場合に、神河町の備蓄品としてヨウ素剤を備蓄して、甲状腺がんの予防をするためのヨウ素剤は時間制約がありますので、事故が発生してから1時間以内に使用しないと効き目がないというふうなことがあるそうなので、備蓄しておく必要があるんですけども、備蓄をする方向と伺っていますけども、それは確認しておきます、大丈夫なんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課長、田中でございます。

今、小林議員のおっしゃられた質問、ヨウ素剤、安定ヨウ素剤、ヨウ化カリウムの備蓄につきましては、この97万2,000円の予算の中で考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） それは町民を対象にした部分だと思いますけども、小浜市から何百人単位で避難される計画があるそうなんですけども、その避難された方の分も

用意はあるのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） その内容につきましては、町民様向けのこととあわせて今後協議していきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、8款消防費を終わります。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日は、これで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、あす3月4日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後5時17分延会
